

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2026年4月14日提出
【発行者名】	大和アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 佐野 径
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	川根 浩志 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3431
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	BEST GOALS専用ポートフォリオ・レベル1（安定） BEST GOALS専用ポートフォリオ・レベル2（やや安定） BEST GOALS専用ポートフォリオ・レベル3（バランス） BEST GOALS専用ポートフォリオ・レベル4（やや積極） BEST GOALS専用ポートフォリオ・レベル5（積極）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	(1)当初自己設定 各ファンドについて1,000万円とし、合計で5,000万円とします。 (2)継続申込期間 各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で50兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

BEST GOALS専用ポートフォリオ・レベル1（安定）
BEST GOALS専用ポートフォリオ・レベル2（やや安定）
BEST GOALS専用ポートフォリオ・レベル3（バランス）
BEST GOALS専用ポートフォリオ・レベル4（やや積極）
BEST GOALS専用ポートフォリオ・レベル5（積極）

（注1）以下「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指しているものとします。

（注2）各ファンドの総称を「BEST GOALS専用ポートフォリオ」とします。

（注3）「BEST GOALS専用ポートフォリオ・レベル1（安定）」、「BEST GOALS専用ポートフォリオ・レベル2（やや安定）」、「BEST GOALS専用ポートフォリオ・レベル3（バランス）」、「BEST GOALS専用ポートフォリオ・レベル4（やや積極）」、「BEST GOALS専用ポートフォリオ・レベル5（積極）」を、それぞれ「レベル1（安定）」、「レベル2（やや安定）」、「レベル3（バランス）」、「レベル4（やや積極）」、「レベル5（積極）」という場合があります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(3)【発行（売出）価額の総額】

当初自己設定

各ファンドについて1,000万円とし、合計で5,000万円とします。

継続申込期間

各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で50兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

当初自己設定

各ファンドについて、1万口当たり1万円とします。

継続申込期間

各ファンドについて、1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(5)【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6)【申込単位】

販売会社にお問合わせ下さい。

(7)【申込期間】

当初自己設定 2026年4月30日

継続申込期間 2026年4月30日から2027年8月24日まで

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8)【申込取扱場所】

下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(9)【払込期日】

当初自己設定

委託会社は、当初設定日（2026年4月30日）に、当初自己設定にかかる発行価額の総額を、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

継続申込期間

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10)【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、世界の株式、世界の債券、世界のリートおよびオルタナティブ資産に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

一般社団法人資産運用業協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表

<各ファンド共通>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型		不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

<各ファンド共通>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ
株式	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	あり (適時ヘッジ)
一般 大型株 中小型株	年2回	日本		
	年4回	北米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
債券	年6回 (隔月)	欧州		
一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア 中南米		

不動産投信				
その他資産 （投資信託証券 （資産複合 資産 配分変更型（株 式、債券、不動産 投信、オルタナ ティブ資産）））	その他 （ ）	アフリカ 中近東 （中東）		
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円で為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注1）商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRF
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信	目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの	
	その他資産	目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの	
	資産複合	目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの	
	資産複合 資産配分固定型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの	
	資産複合 資産配分変更型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの	
決算頻度	年1回	目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの	
	年2回	目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの	
	年4回	目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの	
	年6回（隔月）	目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの	
	年12回（毎月）	目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの	
	日々	目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの	
	その他	上記属性にあてはまらないすべてのもの	

投資対象地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（アドレス<https://www.imaj.or.jp/>）をご参照下さい。

< 信託金の限度額 >

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

< ファンドの目的・特色 >

ファンドの目的

世界の株式、世界の債券、世界のリートおよびオルタナティブ資産に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

ファンドの特色

1 当ファンドは、大和アセットマネジメント株式会社が提供する投資一任運用サービス「BEST GOALS(ベスト ゴールズ)」の専用ファンドです。

- 「BEST GOALS(ベスト ゴールズ)」とは、お客さまと大和アセットマネジメント株式会社との間で締結される投資一任契約に基づき、アドバイザーである提携金融機関を通じて、お客さまの将来の目標(ゴール)の実現に向けて、資産運用プランの策定および継続的なアフターフォローを行なうサービスです。

2 世界の株式、世界の債券、世界のリートおよびオルタナティブ資産*に投資します。

*株式、債券、リート等を除く非伝統的資産をいいます。

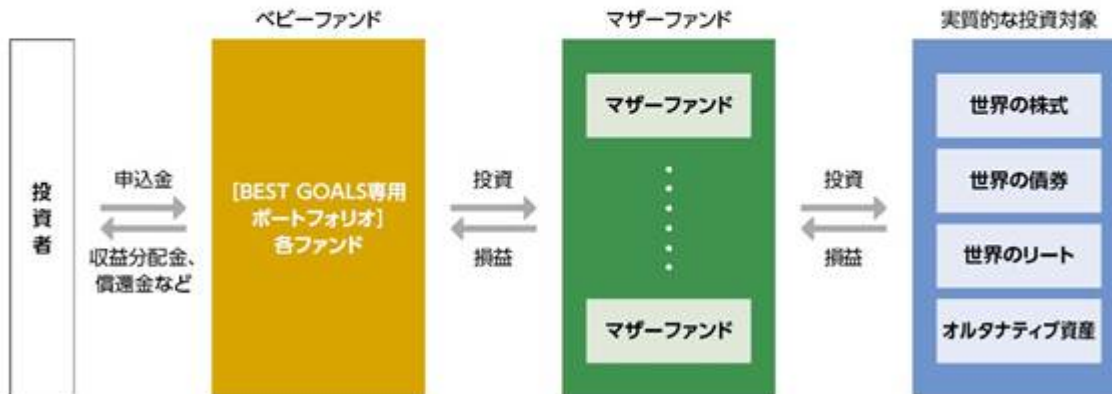
3 「レベル1(安定)」、「レベル2(やや安定)」、「レベル3(バランス)」、「レベル4(やや積極)」、「レベル5(積極)」の5つのファンドがあります。



※「レベル1(安定)」、「レベル2(やや安定)」、「レベル3(バランス)」、「レベル4(やや積極)」、「レベル5(積極)」の名称は、各ファンド間の相対的なリスク量を表すものであり、「レベル1(安定)」、「レベル2(やや安定)」などの名称は、元本を確保することを意味するものではありません。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。
ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



※効率性の観点から、ETF(上場投資信託証券)に投資する場合があります。

●各マザーファンドにおいては、投資成果を以下の対象指数の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

[各マザーファンドの基本情報]

資産クラス	マザーファンド	対象指数
国内株式	トピックス・インデックス・マザーファンド	東証株価指数(配当込み)
先進国株式	外国株式インデックスマザーファンド	MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース)
先進国株式 (為替ヘッジあり)	外国株式インデックス為替ヘッジ型 マザーファンド	MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ヘッジ・ベース)
新興国株式	新興国株式インデックス・マザーファンド	MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
国内債券	ダイワ日本債券インデックス マザーファンド(BPI)	NOMURA-BPI総合指数
先進国債券	外国債券インデックスマザーファンド	FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
先進国債券 (為替ヘッジあり)	外国債券インデックス(為替ヘッジあり) マザーファンド	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ヘッジ・円ベース)
投資適格社債 (為替ヘッジあり)	米ドル建て投資適格社債インデックス (為替ヘッジあり)マザーファンド	ICE BofA USコーポレート・ インデックス (円ヘッジ・円ベース)
ハイ・イールド債券 (為替ヘッジあり)	米ドル建てハイ・イールド債券インデックス (為替ヘッジあり)マザーファンド	ICE BofA US ハイ・イールド・ コンストレインド・インデックス (円ヘッジ・円ベース)
新興国債券 (為替ヘッジあり)	米ドル建て新興国債券インデックス (為替ヘッジあり)マザーファンド	ブルームバーグ米ドル建て新興市場 政府債RIC基準インデックス (円ヘッジ・円ベース)
国内リート	ダイワJ-REITマザーファンド	東証REIT指数(配当込み)
外国リート	ダイワ・グローバルREITインデックス・ マザーファンド	S&P先進国REIT指数 (除く日本)(円ベース)
外国リート (為替ヘッジあり)	先進国リート・インデックス(為替ヘッジあり) マザーファンド	S&P先進国REIT指数 (除く日本)(円ヘッジ・円ベース)
オルタナティブ資産	ゴールドインデックス(為替ヘッジなし) マザーファンド	LBMA金価格(円ベース)

※対象指数の内容については、後掲の「指数の概要について」をご参照下さい。

※当ファンドが投資対象とするマザーファンドは変更となる場合があります。

4

各マザーファンドの組入比率は、アセットアロケーション戦略*に基づき決定し、適宜変更します。

*各マザーファンドの組入資産の期待リターン、リスクおよび各資産間の相関等を推定し、最適な資産配分をめざす戦略です。外貨建資産については、対円での為替ヘッジの有無を含めて、期待リターン等を推定します。

- 各マザーファンドの受益証券の組入比率の合計は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- 保有実質外貨建資産**については、アセットアロケーション戦略に応じて為替ヘッジ比率を変更します。
**当ファンドが保有する外貨建資産およびマザーファンドが保有する外貨建資産のうち当ファンドに属するとみなした外貨建資産をいいます。
- デリバティブ取引(法人税法第61条の5で定めるものをいいます。)は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色2.～4.の運用が行なわれないことがあります。

5

毎年11月30日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注)第1計算期間は、2026年11月30日(休業日の場合翌営業日)までとします。

- 分配方針
 - ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
 - ②原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

[指数の概要について]

東証株価指数(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。

配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。

JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)**MSCIコクサイ指数(配当込み、円ヘッジ・ベース)**

MSCIコクサイ指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。

本ファンドは、MSCI Inc. (「MSCI」)によって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。

(<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。なお、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに、MSCI Inc.の承諾を得て委託会社が計算したものです。

本ファンドは、MSCI Inc. (「MSCI」)によって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。

(<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>)

NOMURA-BPI総合指数

NOMURA-BPIは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している、日本の公債債券流通市場全体の動向を的確に表わすために開発された投資収益指数であり、一定の組入基準に基づいて構成されたポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。

NOMURA-BPIの知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等ならびに当ファンドおよび同指数に関連して行なわれる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)**FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)**

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

ICE BofA USコーポレート・インデックス(円ヘッジ・円ベース)

ICE BofA USコーポレート・インデックスは、米国市場で発行される、残存期間が1年超の米ドル建て投資適格社債のパフォーマンスを表す債券指数であり、時価総額加重方式により算出されます。

日本語訳は参考として大和アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、英語版と日本語訳に矛盾・齟齬等がある場合は、英語版が優先されます。

出所 ICE Data Indices, LLC(以下「ICEデータ」)

「ICE」はICEデータまたはその関連会社のサービス/トレードマークです。BofA®はBank of America Corporationおよびその関連会社からライセンスを受けたBank of America Corporationの登録商標で、BofAの書面による事前承認がない限り使用することはできません。これらの登録商標について、当ファンド(以下「ファンド」)において大和アセットマネジメント株式会社がICE BofA USコーポレート・インデックス(以下「指数」)を利用するライセンスが付与されています。大和アセットマネジメント株式会社およびファンドはいずれも、ICEデータ、その関連会社またはその第三者供給元によって、スポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。ICEデータおよびその供給元は、証券投資全般、特にファンドへの投資の妥当性について、または指数が一般的な株式市場のパフォーマンスを追従することについて、いかなる表明保証を行うものではありません。ICEデータと大和アセットマネジメント株式会社の関係性は、特定の商標、商号と、指数またはその構成要素のライセンス供与です。指数は、大和アセットマネジメント株式会社、ファンド、受益者に関係なく、ICEデータによって決定、構成、計算されます。ICEデータは、指数の決定、構成、計算において、大和アセットマネジメント株式会社または受益者のニーズを考慮する義務を負いません。ICEデータは、ファンドの発行時期、価格、数量の決定、またはファンドの価格設定、販売、購入または償還に使用される計算式の決定に関与しておらず、その責任を負いません。特定のカスタム指数計算サービスを除き、ICEデータが提供するすべての情報は一般的な性質のものであり、大和アセットマネジメント株式会社またはその他の個人、団体、または個人のグループのニーズに合わせて調整されたものではありません。ICEデータは、ファンドの管理、マーケティング、または取引に関連する義務または責任を負いません。ICEデータは投資顧問会社ではありません。指数に特定の証券を含めることは、ICEデータがそのような証券の購入、売却、保有を推奨するものではなく、投資アドバイスとみなされるものでもありません。ICEデータおよびその供給元は、指数、指数値およびそれに含まれる、関連するまたはそこから得られる情報(「インデックスデータ」)を含む、特定の目的または用途に対する商品性または適合性の保証を含め、明示的及びまたは黙示的なすべての保証及び表明を否認します。ICEデータおよびその供給元は、指数および指数値の妥当性、正確性、適時性または完全性に関して、いかなる損害または責任も負わないものとし、これらは「現状のまま」提供され、使用者は自己の責任で使用するものとします。

Source: ICE Data Indices, LLC ("ICE Data"). ICE BofA US Corporate Index("Index") is used with permission. "ICE®" is a service/trade mark of ICE Data or its affiliates [and BofA® is a registered trademark of Bank of America Corporation licensed by Bank of America Corporation and its affiliates ("BofA") and may not be used without BofA's prior written approval]. These trademarks have been licensed, along with the Index for use by Daiwa Asset Management Co. Ltd. in connection with BEST GOALS ONLY PORTFOLIO (the "Product"). Neither the Daiwa Asset Management Co. Ltd., nor the Product, as applicable, are sponsored, endorsed, sold or promoted by ICE Data, its affiliates or its third-party suppliers ("ICE Data and its Suppliers"). ICE Data and its Suppliers make no representations or warranties regarding the advisability of investing in securities generally, in the Product particularly, the Trust or the ability of the Index to track general stock market performance. ICE Data's only relationship to Daiwa Asset Management Co. Ltd. is the licensing of certain trademarks and trade names and the Index or components thereof. The Index is determined, composed and calculated by ICE Data without regard to the LICENSEE or the Product or its holders. ICE Data has no obligation to take the needs of the Licensee or the holders of the Product into consideration in determining, composing or calculating the Index. ICE Data is not responsible for and has not participated in the determination of the timing of, prices of, or quantities of the Product to be issued or in the determination or calculation of the equation by which the Product is to be priced, sold, purchased, or redeemed. Except for certain custom index calculation services, all information provided by ICE Data is general in nature and not tailored to the needs of LICENSEE or any other person, entity or group of persons. ICE Data has no obligation or liability in connection with the administration, marketing, or trading of the Product. ICE Data is not an investment advisor. Inclusion of a security within an index is not a recommendation by ICE Data to buy, sell, or hold such security, nor is it considered to be investment advice.

ICE DATA AND ITS SUPPLIERS DISCLAIM ANY AND ALL WARRANTIES AND REPRESENTATIONS, EXPRESS AND/OR IMPLIED, INCLUDING ANY WARRANTIES OF MERCHANTABILITY OR FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE OR USE, INCLUDING THE INDICES, INDEX DATA AND ANY INFORMATION INCLUDED IN, RELATED TO, OR DERIVED THEREFROM ("INDEX DATA"). ICE DATA AND ITS SUPPLIERS SHALL NOT BE SUBJECT TO ANY DAMAGES OR LIABILITY WITH RESPECT TO THE ADEQUACY, ACCURACY, TIMELINESS OR COMPLETENESS OF THE INDICES AND THE INDEX DATA, WHICH ARE PROVIDED ON AN "AS IS" BASIS AND YOUR USE IS AT YOUR OWN RISK.

ICE BofA US ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円ヘッジ・円ベース)

ICE BofA USハイ・イールド・コンストレインド・インデックスは、米国市場で発行される、残存期間が1年超の米ドル建て投資適格未満の社債のパフォーマンスを表わす債券指数であり、時価総額加重方式により算出されます。

日本語訳は参考として大和アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、英語版と日本語訳に矛盾・齟齬等がある場合は、英語版が優先されます。

出所 ICE Data Indices, LLC (以下「ICEデータ」)

"ICE" は ICEデータまたはその関連会社のサービス/トレードマークです。BofA®はBank of America Corporationおよびその関連会社からライセンスを受けたBank of America Corporationの登録商標で、BofAの書面による事前承認がない限り使用することはできません。これらの登録商標について、当ファンド(以下「ファンド」)において大和アセットマネジメント株式会社がICE BofA US ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(以下「指数」)を利用するライセンスが付与されています。大和アセットマネジメント株式会社およびファンドはいずれも、ICEデータ、その関連会社またはその第三者供給元によって、スポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。ICEデータおよびその供給元は、証券投資全般、特にファンドへの投資の妥当性について、または指数が一般的な株式市場のパフォーマンスを追従することについて、いかなる表明保証を行うものではありません。ICEデータと大和アセットマネジメント株式会社の関係性は、特定の商標、商号と、指数またはその構成要素のライセンス供与です。指数は、大和アセットマネジメント株式会社、ファンド、受益者に関係なく、ICEデータによって決定、構成、計算されます。ICEデータは、指数の決定、構成、計算において、大和アセットマネジメント株式会社または受益者のニーズを考慮する義務を負いません。ICEデータは、ファンドの発行時期、価格、数量の決定、またはファンドの価格設定、販売、購入または償還に使用される計算式の決定に関与しておらず、その責任を負いません。特定のカスタム指数計算サービスを除き、ICEデータが提供するすべての情報は一般的な性質のものであり、大和アセットマネジメント株式会社またはその他の個人、団体、または個人のグループのニーズに合わせて調整されたものではありません。ICEデータは、ファンドの管理、マーケティング、または取引に関連する義務または責任を負いません。ICEデータは投資顧問会社ではありません。指数に特定の証券を含めることは、ICEデータがそのような証券の購入、売却、保有を推奨するものではなく、投資アドバイスとみなされるものでもありません。ICEデータおよびその供給元は、指数、指数値およびそれに含まれる、関連するまたはそこから得られる情報(「インデックスデータ」)を含む、特定の目的または用途に対する商品性または適合性の保証を含め、明示的及びまたは黙示的なすべての保証及び表明を否認します。ICEデータおよびその供給元は、指数および指数値の妥当性、正確性、適時性または完全性に関して、いかなる損害または責任も負わないものとし、これらは「現状のまま」提供され、使用者は自己の責任で使用するものとします。

Source: ICE Data Indices, LLC ("ICE Data"). ICE BofA US High Yield Constrained Index("Index") is used with permission. "ICE®" is a service/trade mark of ICE Data or its affiliates [and BofA® is a registered trademark of Bank of America Corporation licensed by Bank of America Corporation and its affiliates ("BofA") and may not be used without BofA's prior written approval]. These trademarks have been licensed, along with the Index for use by Daiwa Asset Management Co. Ltd. in connection with BEST GOALS ONLY PORTFOLIO (the "Product"). Neither the Daiwa Asset Management Co. Ltd., nor the Product, as applicable, are sponsored, endorsed, sold or promoted by ICE Data, its affiliates or its third-party suppliers ("ICE Data and its Suppliers"). ICE Data and its Suppliers make no representations or warranties regarding the advisability of investing in securities generally, in the Product particularly, the Trust or the ability of the Index to track general stock market performance. ICE Data's only relationship to Daiwa Asset Management Co. Ltd. is the licensing of certain trademarks and trade names and the Index or components thereof. The Index is determined, composed and calculated by ICE Data without regard to the LICENSEE or the Product or its holders. ICE Data has no obligation to take the needs of the Licensee or the holders of the Product into consideration in determining, composing or calculating the Index. ICE Data is not responsible for and has not participated in the determination of the timing of, prices of, or quantities of the Product to be issued or in the determination or calculation of the equation by which the Product is to be priced, sold, purchased, or redeemed. Except for certain custom index calculation services, all information provided by ICE Data is general in nature and not tailored to the needs of LICENSEE or any other person, entity or group of persons. ICE Data has no obligation or liability in connection with the administration, marketing, or trading of the Product. ICE Data is not an investment advisor. Inclusion of a security within an index is not a recommendation by ICE Data to buy, sell, or hold such security, nor is it considered to be investment advice.

ICE DATA AND ITS SUPPLIERS DISCLAIM ANY AND ALL WARRANTIES AND REPRESENTATIONS, EXPRESS AND/OR IMPLIED, INCLUDING ANY WARRANTIES OF MERCHANTABILITY OR FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE OR USE, INCLUDING THE INDICES, INDEX DATA AND ANY INFORMATION INCLUDED IN, RELATED TO, OR DERIVED THEREFROM ("INDEX DATA"). ICE DATA AND ITS SUPPLIERS SHALL NOT BE SUBJECT TO ANY DAMAGES OR LIABILITY WITH RESPECT TO THE ADEQUACY, ACCURACY, TIMELINESS OR COMPLETENESS OF THE INDICES AND THE INDEX DATA, WHICH ARE PROVIDED ON AN "AS IS" BASIS AND YOUR USE IS AT YOUR OWN RISK.

ブルームバーグ米ドル建て新興市場政府債RIC基準インデックス(円ヘッジ・円ベース)

ブルームバーグ米ドル建て新興市場政府債RIC基準インデックスは、新興国の政府、政府機関および政府関連企業が発行する、残存期間が1年超の米ドル建て債券で構成される指数です。

[Bloomberg®]およびブルームバーグ米ドル建て新興市場政府債RIC基準インデックス(円ヘッジ・円ベース)は、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited(以下「BISL」)をはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークであり、大和アセットマネジメント株式会社による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグは大和アセットマネジメント株式会社とは提携しておらず、また、当ファンドを承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、当ファンドに関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。

東証REIT指数(配当込み)

東京証券取引所上場の不動産投信全銘柄を対象とする時価総額加重平均の指数で、2003年4月より算出・公表されています。

配当込み東証REIT指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

S&P先進国REIT指数(除く日本)(円ベース)**S&P先進国REIT指数(除く日本)(円ヘッジ・円ベース)**

S&P先進国REIT指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの持つグローバル・インデックスであるS&Pグローバル株価指数採用銘柄の中から、不動産業種に採用され、各国ごとのREIT制度に基づいて設立・運営されていると判定される銘柄を抽出して算出するインデックスです。

S&P先進国REIT指数(除く日本)(円インデックス)はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJ」)の商品であり、これの使用ライセンスが大和アセットマネジメント株式会社に付与されています。S&P®、S&P 500®、US 500、The 500、iBoxx®、iTraxx®およびCDX®は、S&P Global, Inc.またはその関連会社(「S&P」)の商標です。Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJに付与されており、大和アセットマネジメント株式会社により一定の目的でサブライセンスされています。当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

LBMA金価格(円ベース)

LBMA金価格は、ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド(IBA)によって公表される、現物金取引における国際的な基準価格です。

LBMA金価格は、ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド(IBA)によって管理および公表されており、BEST GOALS専用ポートフォリオに関連する入力データまたは基準として使用されています。LBMA金価格は、Precious Metals Prices Limited の商標であり、IBAがLBMA金価格の管理者として使用許可を受けています。ICEベンチマーク・アドミニストレーションは、IBA及び、またはその関連会社の商標です。LBMA金価格及びICEベンチマーク・アドミニストレーションの商標は、IBAとのライセンス契約に基づき大和アセットマネジメント株式会社によって使用されています。IBAおよびその関連会社は、LBMA金価格の使用結果や、BEST GOALS専用ポートフォリオに関連する特定の目的への適合性や妥当性について、明示的または黙示的に、一切の主張、予測、保証、または表明を行いません。適用される法律で認められる最大限の範囲において、LBMA金価格に関する品質、商品性、特定の目的への適合性、所有権、または非侵害に関する黙示的な条件、約束、保証を含む全ての保証をここに明確に否認します。IBAまたはその関連会社のいずれも、LBMA金価格の不正確さ、誤り、遺漏、遅延、失敗、停止または変更(重大か否かに関わらず)に関して、契約または不法行為(過失を含む)、法定義務の違反または迷惑行為、不実表示、あるいは独占禁止法またはその他の法の下で、LBMA金価格またはそれに対するお客様の信頼に起因または関連してお客様が被る損害、費用またはその他の損失(直接または間接を問わない)について責任を負いません。

THE LBMA GOLD PRICE, WHICH IS ADMINISTERED AND PUBLISHED BY ICE BENCHMARK ADMINISTRATION LIMITED (IBA), SERVES AS, OR AS PART OF, AN INPUT OR UNDERLYING REFERENCE FOR BEST GOALS ONLY PORTFOLIO.

LBMA GOLD PRICE IS A TRADE MARK OF PRECIOUS METALS PRICES LIMITED, AND IS LICENSED TO IBA AS THE ADMINISTRATOR OF THE LBMA GOLD PRICE. ICE BENCHMARK ADMINISTRATION IS A TRADE MARK OF IBA AND/OR ITS AFFILIATES. THE LBMA GOLD PRICE AM/PM, AND THE TRADE MARKS LBMA GOLD PRICE AND ICE BENCHMARK ADMINISTRATION, ARE USED BY DAIWA ASSET MANAGEMENT CO. LTD. WITH PERMISSION UNDER LICENCE BY IBA.

IBA AND ITS AFFILIATES MAKE NO CLAIM, PREDICATION, WARRANTY OR REPRESENTATION WHATSOEVER, EXPRESS OR IMPLIED, AS TO THE RESULTS TO BE OBTAINED FROM ANY USE OF THE LBMA GOLD PRICE, OR THE APPROPRIATENESS OR SUITABILITY OF THE LBMA GOLD PRICE FOR ANY PARTICULAR PURPOSE TO WHICH IT MIGHT BE PUT, INCLUDING WITH RESPECT TO BEST GOALS ONLY PORTFOLIO. TO THE FULLEST EXTENT PERMITTED BY APPLICABLE LAW, ALL IMPLIED TERMS, CONDITIONS AND WARRANTIES, INCLUDING, WITHOUT LIMITATION, AS TO QUALITY, MERCHANTABILITY, FITNESS FOR PURPOSE, TITLE OR NON-INFRINGEMENT, IN RELATION TO THE LBMA GOLD PRICE, ARE HEREBY EXCLUDED AND NONE OF IBA OR ANY OF ITS AFFILIATES WILL BE LIABLE IN CONTRACT OR TORT (INCLUDING NEGLIGENCE), FOR BREACH OF STATUTORY DUTY OR NUISANCE, FOR MISREPRESENTATION, OR UNDER ANTI-TRUST LAWS OR OTHERWISE, IN RESPECT OF ANY INACCURACIES, ERRORS, OMISSIONS, DELAYS, FAILURES, CESSATIONS OR CHANGES (MATERIAL OR OTHERWISE) IN THE LBMA GOLD PRICE, OR FOR ANY DAMAGE, EXPENSE OR OTHER LOSS (WHETHER DIRECT OR INDIRECT) YOU MAY SUFFER ARISING OUT OF OR IN CONNECTION WITH THE LBMA GOLD PRICE OR ANY RELIANCE YOU MAY PLACE UPON IT.

(2) 【ファンドの沿革】

2026年4月30日

信託契約締結、当初自己設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者

お申込者

収益分配金（注）、償還金など お申込金（ 3 ）

お取扱窓口	販売会社	<p>受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1 ）に基づき、次の業務を行ないます。</p> <p>受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務</p> <p style="text-align: right;">など</p>
1	収益分配金、償還金など お申込金（ 3 ）	
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社	<p>当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 2 ）の委託者であり、次の業務を行ないます。</p> <p>受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成</p> <p style="text-align: right;">など</p>
2	運用指図 損益 信託金（ 3 ）	
受託会社	<p>三井住友信託銀行株式会社</p> <p>再信託受託会社： 株式会社日本カストディ銀行</p>	<p>信託契約（ 2 ）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。</p> <p>委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算</p> <p style="text-align: right;">など</p>
2	損益 投資	
投資対象	<p>世界の株式、世界の債券、世界のリートおよびオルタナティブ資産など</p> <p>（ファミリーファンド方式で運用します。）</p>	

（注）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

- 1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- 3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

< 委託会社の概況（2026年1月末日現在） >

・ 資本金の額 414億2,454万1,896円

・ 沿革

1959年12月12日	大和証券投資信託委託株式会社として設立
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始
1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号)
2020年 4月 1日	大和アセットマネジメント株式会社に商号変更
2024年10月 1日	株式会社かんぼ生命保険と資本業務提携
2025年 7月 1日	大和かんぼオルタナティブインベストメンツ株式会社（旧商号：三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社）を子会社化

・ 大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 80.00
株式会社かんぼ生命保険	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	株 652,132	% 20.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主要投資対象

前掲「1 ファンドの性格」の「(1) ファンドの目的及び基本的性格」の「< ファンドの目的・特色 >」に掲げたマザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

イ．主として、マザーファンドの受益証券を通じて、次の資産クラスに投資を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

効率性の観点から、ETF(上場投資信託証券)に投資する場合があります。

1. 世界の株式
2. 世界の債券
3. 世界のリート
4. オルタナティブ資産()

株式、債券、リート等を除く非伝統的資産をいいます。

ロ. 各マザーファンドの組入比率は、アセットアロケーション戦略に基づき決定し、適宜変更します。

アセットアロケーション戦略とは、各マザーファンドの組入資産の期待リターン、リスクおよび各資産間の相関等を推定し、最適な資産配分をめざす戦略です。外貨建資産については、対円での為替ヘッジの有無を含めて、期待リターン等を推定します。

ハ. 各マザーファンドの受益証券の組入比率の合計は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

ニ. 保有実質外貨建資産については、アセットアロケーション戦略に応じて為替ヘッジ比率を変更します。

保有実質外貨建資産とは、当ファンドが保有する外貨建資産およびマザーファンドが保有する外貨建資産のうち当ファンドに属するとみなした外貨建資産をいいます。

ホ. デリバティブ取引(法人税法第61条の5で定めるものをいいます。)は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

ヘ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2)【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5)、および に定めるものに限ります。)

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券、ならびに次の1. から21. に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前14.の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券（新投資口予約権証券、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

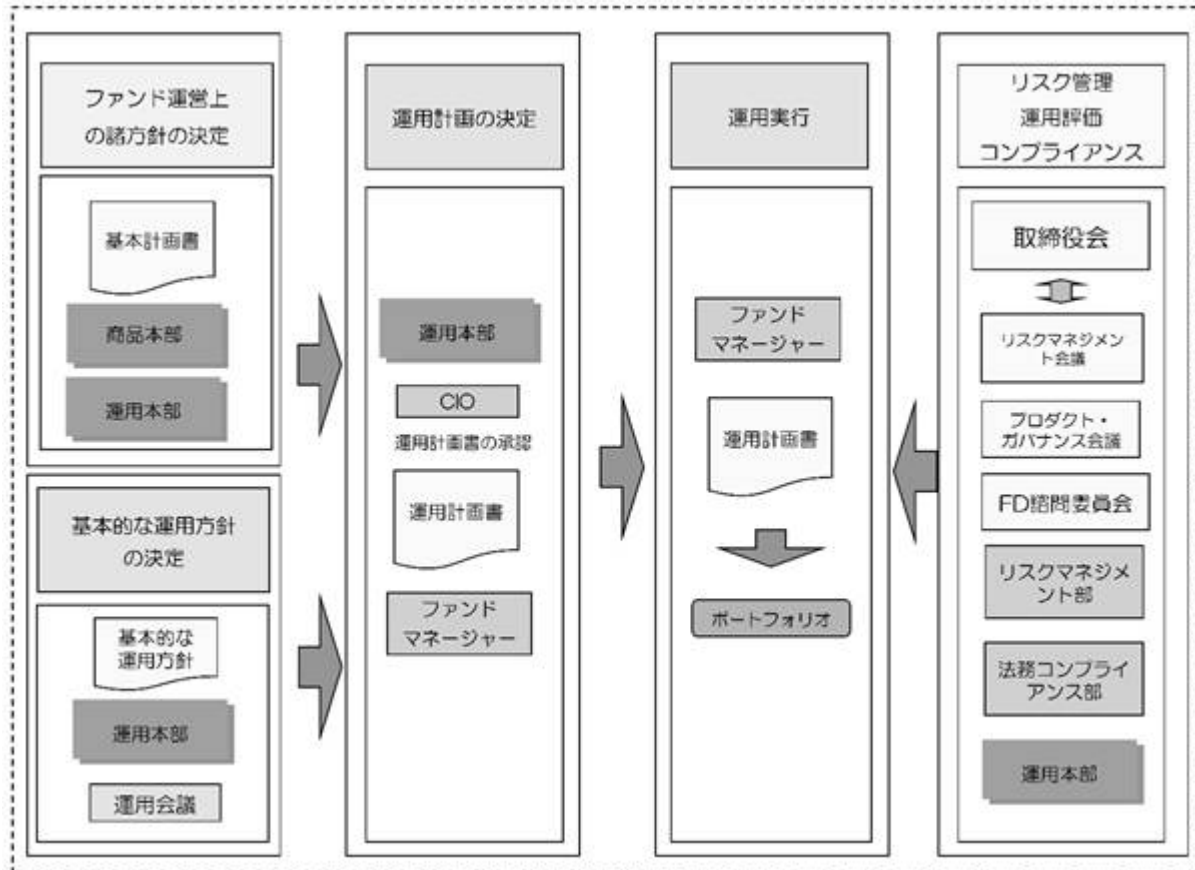
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前5. の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品本部長の決裁により決定します。

ロ. 基本的な運用方針の承認

運用担当チームは、基本的な運用方針を作成し、運用会議にて承認を受けます。

ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で承認された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成し、CIOの承認を受けます。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. CIO (Chief Investment Officer) (1名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・運用チームまたは運用チームの戦略毎の基本的な運用方針の承認

- ・運用チームリーダーまたは運用チームメンバーが策定する各信託財産等の運用計画書および変更

運用計画書の承認

- ・その他信託財産等の運用に関する事項の決定

ロ．Deputy-CIO（0～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー（0～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長（各運用部に1名）

運用チームリーダーまたは運用チームメンバーが策定する運用計画書および変更運用計画書を承認します。

ホ．運用チームリーダー

次の職務を遂行します。

- ・運用チームまたは運用チームの戦略毎の基本的な運用方針の立案
- ・運用計画書および変更運用計画書の作成または運用チームメンバーへの作成の指示
- ・運用計画に基づく運用プロセス等の実行および運用チームメンバーへの実行の指示

ヘ．ファンドマネージャー

次の職務を遂行します。

- ・運用チームリーダーの指示に基づく運用計画書および変更運用計画書の作成
- ・運用計画に基づく運用プロセス等の実行

リスクマネジメント会議、プロダクト・ガバナンス会議およびFD諮問委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は10～20名程度です。

イ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ．プロダクト・ガバナンス会議

経営会議の分科会として、運用状況・商品性およびこれらの開示の適切性について検証結果の報告を行ない、対応方針を審議・決定したうえでその実行状況を確認します。加えて、その他当社が運用するプロダクトの品質の維持・向上に関する事項の審議・決定・報告を行ないます。

ハ．FD諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は2026年1月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5)【投資制限】

マザーファンドの受益証券（信託約款）

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

株式（信託約款）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

投資信託証券（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資する株式等の範囲（信託約款）

イ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ．前イ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、

信用取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとし、

ロ．前イ．の信用取引の指図は、次の1.から6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予

約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前5.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

先物取引等(信託約款)

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額(組入有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ハ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。ただし、保有金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引（信託約款）

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本八．において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．前八．においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ホ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ヘ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引（信託約款）

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本八．において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信

託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本八．において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．前八．においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ．において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ．において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ヘ．前ホ．においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ト．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

チ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

デリバティブ取引等（信託約款）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券の貸付け（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

ロ．前イ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ．前イ．の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ．前ロ．においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ニ．前ロ．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コー

ル市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参考>各マザーファンドの概要

トピックス・インデックス・マザーファンド

1．基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場の動きと長期成長をとらえることを目標に、東証株価指数（配当込み）をモデルとして運用を行ないます。

2．運用方法

(1) 投資対象

東京証券取引所上場株式（上場予定を含みます。）を投資対象とします。

(2) 投資態度

投資成果を東証株価指数（配当込み）の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行ないます。

イ．上記投資対象銘柄のうちの200銘柄以上に、原則として、分散投資を行ないます。

ロ．ポートフォリオは、東証株価指数（配当込み）における業種別、銘柄別時価構成比率等を参考に、東証株価指数（配当込み）との連動性を維持するよう構築します。

ハ．株式の組入比率は、高位を保ちます。

(3) 投資制限

株式への投資制限

株式への投資には、制限を設けません。

外国株式インデックスマザーファンド

1．基本方針

この投資信託は、投資成果をMSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。

2．運用方法

(1) 投資対象

外国の株式（預託証券を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として外国の株式（預託証券を含みます。）に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。

保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、配当金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

株式への投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券等への投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンド

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

海外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として海外の株式（預託証券を含みます。）に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数（配当込み、円ヘッジ・ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。

保有外貨建資産については、MSCIコクサイ指数（配当込み、円ヘッジ・ベース）の動きに連動させることをめざして為替ヘッジを行ないません。

運用の効率化を図るため、株式指数先物取引等を利用することがあります。このため、株式等の組入総額ならびに株式指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

株式への投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券等への投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

新興国株式インデックス・マザーファンド

1. 基本方針

この投資信託は、投資成果をMSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

次の有価証券および取引を主要投資対象とします。

イ．新興国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。）

ロ．新興国の企業のDR（預託証券）

ハ．新興国の株価指数を対象とした先物取引

ニ．新興国の株価指数との連動をめざすETF（上場投資信託証券）

(2) 投資態度

主として、新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、投資成果をMSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

信託財産の規模によっては、新興国の株価指数との連動をめざすETFおよび新興国の株価指数を対象とした先物取引を利用します。

運用の効率化を図るため、株価指数先物取引を利用することがあります。このため、株式およびETFの組入総額と株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

株式への投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

ダイワ日本債券インデックスマザーファンド（BPI）

1．基本方針

この投資信託は、投資成果をNOMURA - BPI総合指数の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

2．運用方法

(1) 投資対象

内外の公社債等（各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主としてわが国の公社債等に投資しベンチマーク（NOMURA - BPI総合指数）の動きに連動する投資成果をめざします。

運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、公社債の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が生じたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

株式への投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限ります。)の行使等により取得したものに限りません。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は、行ないません。

外国債券インデックスマザーファンド

1. 基本方針

この投資信託は、投資成果をFTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として外国の公社債に投資し、投資成果をFTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。

保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

株式への投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限りします。

株式および株式を組入可能な投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

新株引受権証券等への投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資制限

同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

外国債券インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド

1．基本方針

この投資信託は、投資成果をFTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

2．運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として、外国の公社債に投資し、投資成果をFTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

投資成果をFTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動させるため、外貨建資産については為替ヘッジを行ないます。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

株式への投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使等により取得したものに限り、

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

米ドル建て投資適格社債インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド

1. 基本方針

この投資信託は、投資成果をICE BofA USコーポレート・インデックス（円ヘッジ・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米ドル建ての投資適格社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として、米ドル建ての投資適格社債に投資し、投資成果をICE BofA USコーポレート・インデックス（円ヘッジ・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

効率性の観点から、米ドル建て投資適格社債の指数との連動をめざすETF（上場投資信託証券）に投資する場合があります。

運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、債券等の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

株式への投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使等により取得したものに限り、

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

米ドル建てハイ・イールド債券インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド

1．基本方針

この投資信託は、投資成果をICE BofA US ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円ヘッジ・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

2．運用方法

(1) 投資対象

米ドル建てのハイ・イールド債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として、米ドル建てのハイ・イールド債券に投資し、投資成果をICE BofA US ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円ヘッジ・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

効率性の観点から、米ドル建てハイ・イールド債券の指数との連動をめざすETF（上場投資信託証券）に投資する場合があります。

運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、債券等の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

株式への投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使等により取得したものに限りません。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

米ドル建て新興国債券インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド

1．基本方針

この投資信託は、投資成果をブルームバーグ米ドル建て新興市場政府債RIC基準インデックス（円ヘッジ・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行いません。

2．運用方法

(1) 投資対象

新興国の国家機関等が発行する米ドル建ての債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として、新興国の国家機関等が発行する米ドル建ての債券に投資し、投資成果をブルームバーグ米ドル建て新興市場政府債RIC基準インデックス（円ヘッジ・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行いません。

効率性の観点から、米ドル建て新興国債券の指数との連動をめざすETF（上場投資信託証券）に投資する場合があります。

運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、債券等の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行いません。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

株式への投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使等により取得したものに限り、

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

ダイワJ - REITマザーファンド

1．基本方針

この投資信託は、「東証REIT指数」（配当込み、以下同じ。）に連動する投資成果をめざして運用を行いません。

2．運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所()上場(上場予定を含みます。以下同じ。)の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券(以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。

(2) 投資態度

「東証REIT指数」に連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

投資成果を「東証REIT指数」の動きにできるだけ連動させるため、組入銘柄は「東証REIT指数」の構成銘柄(採用予定を含みます。)とし、組入比率を高位に保ちます。

運用の効率化を図るため、不動産投信指数先物取引を利用することがあります。このため、不動産投資信託証券の組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が生じたとき、「東証REIT指数」が改廃されたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

株式への投資制限

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

ただし、当該同一銘柄の「東証REIT指数」における時価の構成割合が30%を超える場合には、当該指数における構成割合の範囲で組入れることができるものとします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンド

1. 基本方針

この投資信託は、S & P先進国REIT指数(除く日本)(円ベース)に連動した投資成果をめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

海外の金融商品取引所()上場(上場予定を含みます。以下同じ。)および店頭登録(登録予定を含みます。以下同じ。)の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券(以下「不動産投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第81項第3号口に規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第81項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。

(2) 投資態度

主として海外の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券に投資し、ベンチマーク（S & P先進国REIT指数（除く日本）（円ベース）をいいます。以下同じ。）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

組入銘柄はベンチマーク構成銘柄とし、不動産投資信託証券の組入比率を高位に保ちます。

運用の効率化を図るため、不動産投信指数先物取引を利用することがあります。このため、不動産投資信託証券の組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

保有外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が生じたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

株式への投資制限

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、「投資態度」で定めた指数における時価の構成割合が30%を超える場合には、当該指数における構成割合の範囲で組入れることができるものとします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

先進国リート・インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド

1．基本方針

この投資信託は、投資成果をS&P先進国REIT指数（除く日本）（円ヘッジ・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

2．運用方法

(1) 投資対象

次の有価証券および先物取引を主要投資対象とします。

イ．先進国（日本を除きます。以下同じ。）の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。以下同じ。）または店頭登録（登録予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（以下総称して「リート」といいます。）

ロ．先進国のリート指数との連動をめざすETF（上場投資信託証券）

ハ．先進国のリートを対象としたリート指数先物取引

(2) 投資態度

主として、先進国の金融商品取引所上場および店頭登録のリートに投資し、投資成果をベンチマーク（S&P先進国REIT指数（除く日本）（円ヘッジ・円ベース））の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

効率性の観点から先進国のリート指数との連動をめざすETF（上場投資信託証券）に投資する場合があります。

運用の効率化を図るため、先進国のリートを対象としたリート指数先物取引を利用することがあります。このため、リーートの組入総額とリート指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

保有外貨建資産については、S&P先進国REIT指数（除く日本）（円ヘッジ・円ベース）の動きに連動させることをめざして為替ヘッジを行ないます。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

株式への投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

ゴールドインデックス（為替ヘッジなし）マザーファンド

1．基本方針

この投資信託は、投資成果をLBMA金価格（円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

2．運用方法

(1) 投資対象

金価格への連動をめざす米ドル建てETF（上場投資信託証券）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として、金価格への連動をめざす米ドル建てETFに投資し、投資成果をLBMA金価格（円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

運用の効率化を図るため、金先物取引を利用することがあります。このため、ETFの組入総額と金先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

株式への投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

3【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

価格変動リスク・信用リスク

組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

・株価の変動

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

・公社債の価格変動

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。ハイ・イールド債や新興国債券等の格付けの低い債券については、格付けの高い債券に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

・リートの価格変動

リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

・オルタナティブ資産の価格変動

オルタナティブ資産の価格は、当該資産の市況の変動、当該資産に関する法制度の変更等の影響を受けます。オルタナティブ資産は、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより

本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

為替変動リスク

外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

当ファンドでは、保有実質外貨建資産については、アセットアロケーション戦略に応じて為替ヘッジ比率を変更しますので、為替ヘッジを行なう場合も為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、日本円の金利が組入外貨建資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(2)換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、買付け・換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、買付け・換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた買付け・換金の申込みを取消すことがあります。

換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がその換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

(3)その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

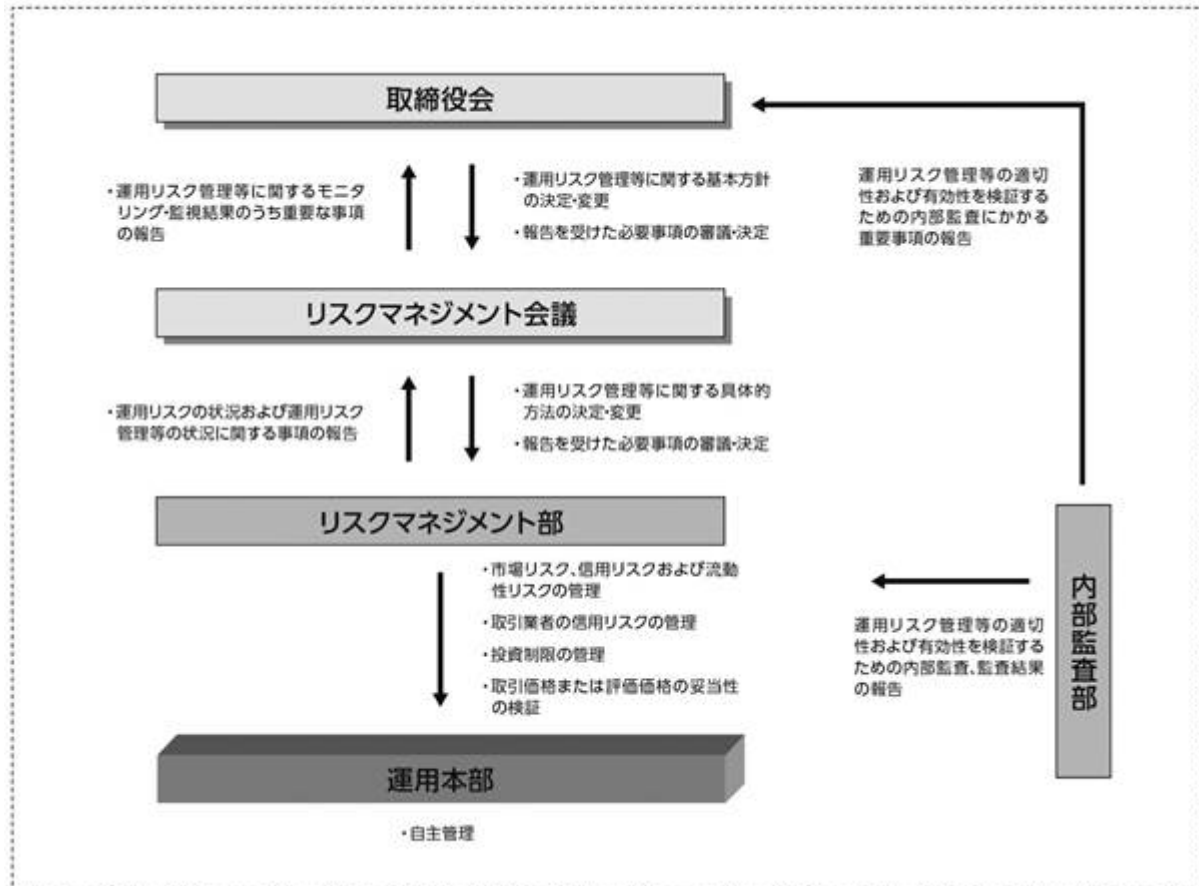
流動性リスクに関する事項

- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（ ）は、以下のとおりとなっています。

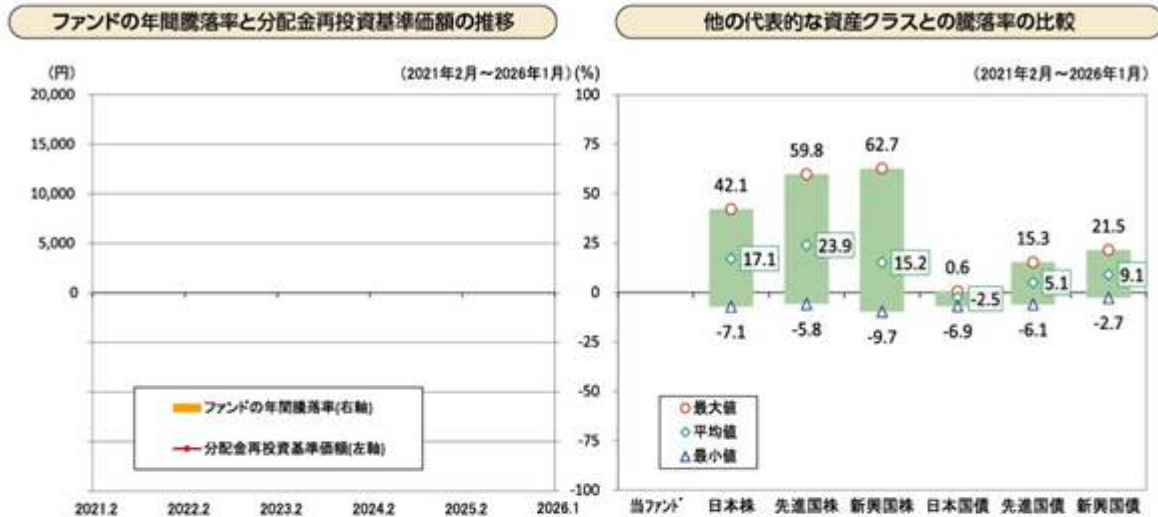


流動性リスクに対する管理体制

- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
 ※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
 ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
 ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

資産クラスの指数について

日本株 配当込みTOPIX	配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
先進国株 MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. (MSCI)が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。(https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html)
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	
日本国債 NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公算利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債 JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円ベース)	JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。 Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

<レベル1（安定）>

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.793%（税抜1.63%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

委託会社		提携金融機関	販売会社	受託会社
運用報酬	投資一任報酬	投資一任報酬		
年率0.10% (税抜)	年率0.70% (税抜)	年率0.70% (税抜)	年率0.10% (税抜)	年率0.03% (税抜)

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の提携金融機関および販売会社への配分は、提携金融機関および販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から收受した後、提携金融機関および販売会社に支払われます。

<レベル2（やや安定）、レベル3（バランス）、レベル4（やや積極）、レベル5（積極）>

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.848%（税抜1.68%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

委託会社		提携金融機関	販売会社	受託会社
運用報酬	投資一任報酬	投資一任報酬		
年率0.15% (税抜)	年率0.70% (税抜)	年率0.70% (税抜)	年率0.10% (税抜)	年率0.03% (税抜)

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の提携金融機関および販売会社への配分は、提携金融機関および販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から收受した後、提携金融機関および販売会社に支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社（運用報酬）

：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

委託会社（投資一任報酬）

：投資一任契約に基づく契約資産の運用、四半期ごとの運用報告等の対価

提携金融機関：投資一任契約の締結の媒介、資産運用プランの策定、ゴールの実現に向けた継続的なアフターフォロー等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4)【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（ ）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、ETF（上場投資信託証券）および上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

< マザーファンドより支弁する手数料等 >

各マザーファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。

なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興

特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収（ ）され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

<注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

個別元本について、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

- () 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- () 上記は、2026年1月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- () 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

該当事項はありません。

(2) 【投資資産】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

該当事項はありません。

(4) 【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

(参考) マザーファンド

トピックス・インデックス・マザーファンド

(1) 投資状況 (2026年1月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	595,841,368,150	96.77
内 日本	595,841,368,150	96.77
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	19,912,795,729	3.23
純資産総額	615,754,163,879	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	19,601,960,000	3.18
内 日本	19,601,960,000	3.18

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2) 投資資産 (2026年1月30日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
-----	----	----	----	----------------------	-------------------	-------------------	-----------------

1	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	6,274,900	2,931.05 18,392,063,287	3,504.00 21,987,249,600	3.57
2	三菱UFJフィナンシャルG	日本	株式	銀行業	7,334,000	2,343.42 17,186,712,819	2,804.50 20,568,203,000	3.34
3	日立	日本	株式	電気機器	3,033,600	3,912.65 11,869,431,121	5,361.00 16,263,129,600	2.64
4	ソニーグループ	日本	株式	電気機器	4,071,900	3,476.12 14,154,435,049	3,454.00 14,064,342,600	2.28
5	三井住友フィナンシャルG	日本	株式	銀行業	2,554,100	4,161.62 10,629,205,254	5,472.00 13,976,035,200	2.27
6	みずほフィナンシャルG	日本	株式	銀行業	1,648,600	4,875.38 8,037,563,463	6,783.00 11,182,453,800	1.82
7	東京エレクトロン	日本	株式	電気機器	249,800	25,976.16 6,488,846,345	41,310.00 10,319,238,000	1.68
8	三菱商事	日本	株式	卸売業	2,489,800	3,582.89 8,920,686,576	4,097.00 10,200,710,600	1.66
9	三菱重工業	日本	株式	機械	2,233,800	3,769.38 8,420,042,764	4,519.00 10,094,542,200	1.64
10	ソフトバンクグループ	日本	株式	情報・通信業	2,269,200	4,623.15 10,490,873,994	4,253.00 9,650,907,600	1.57
11	アドバンテスト	日本	株式	電気機器	372,000	15,257.45 5,675,774,698	25,505.00 9,487,860,000	1.54
12	三井物産	日本	株式	卸売業	1,795,700	3,739.95 6,715,838,525	5,035.00 9,041,349,500	1.47
13	伊藤忠	日本	株式	卸売業	4,197,600	1,744.12 7,321,138,832	1,971.00 8,273,469,600	1.34
14	任天堂	日本	株式	その他製品	745,200	12,803.82 9,541,407,271	10,055.00 7,492,986,000	1.22
15	リクルートホールディングス	日本	株式	サービス業	897,400	7,944.21 7,129,140,145	8,100.00 7,268,940,000	1.18
16	東京海上HD	日本	株式	保険業	1,195,200	6,266.07 7,489,217,964	5,727.00 6,844,910,400	1.11
17	キーエンス	日本	株式	電気機器	118,100	55,751.05 6,584,200,123	56,440.00 6,665,564,000	1.08
18	三菱電機	日本	株式	電気機器	1,305,900	3,843.02 5,018,600,428	4,830.00 6,307,497,000	1.02
19	HOYA	日本	株式	精密機器	227,200	20,668.29 4,695,837,119	25,870.00 5,877,664,000	0.95
20	武田薬品	日本	株式	医薬品	1,053,400	4,472.08 4,710,890,338	5,242.00 5,521,922,800	0.90

21	信越化学	日本	株式	化学	1,051,400	4,641.52 4,880,096,718	5,129.00 5,392,630,600	0.88
22	NTT	日本	株式	情報・通信業	32,505,900	157.78 5,128,961,941	154.90 5,035,163,910	0.82
23	ファーストリテイリング	日本	株式	小売業	84,300	46,173.96 3,892,465,230	58,800.00 4,956,840,000	0.81
24	丸紅	日本	株式	卸売業	953,000	3,637.02 3,466,084,324	5,115.00 4,874,595,000	0.79
25	富士通	日本	株式	電気機器	1,097,100	3,684.65 4,042,430,681	4,283.00 4,698,879,300	0.76
26	住友商事	日本	株式	卸売業	748,600	4,384.11 3,281,950,079	6,249.00 4,678,001,400	0.76
27	KDDI	日本	株式	情報・通信業	1,663,700	2,475.49 4,118,487,899	2,606.50 4,336,434,050	0.70
28	日本電気	日本	株式	電気機器	782,900	4,726.25 3,700,185,093	5,210.00 4,078,909,000	0.66
29	本田技研	日本	株式	輸送用機器	2,563,700	1,626.37 4,169,549,709	1,555.00 3,986,553,500	0.65
30	ソフトバンク	日本	株式	情報・通信業	19,043,100	228.34 4,348,417,344	209.00 3,980,007,900	0.65

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	96.77%
合計	96.77%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
水産・農林業	0.08%
鉱業	0.37%
建設業	2.40%
食料品	2.59%
繊維製品	0.34%
パルプ・紙	0.14%
化学	4.32%
医薬品	3.53%
石油・石炭製品	0.52%

ゴム製品	0.59%
ガラス・土石製品	0.68%
鉄鋼	0.76%
非鉄金属	1.80%
金属製品	0.42%
機械	6.24%
電気機器	17.95%
輸送用機器	6.64%
精密機器	1.84%
その他製品	2.24%
電気・ガス業	1.31%
陸運業	2.05%
海運業	0.50%
空運業	0.28%
倉庫・運輸関連業	0.14%
情報・通信業	6.35%
卸売業	7.74%
小売業	4.03%
銀行業	10.66%
証券、商品先物取引業	1.01%
保険業	2.97%
その他金融業	1.12%
不動産業	1.88%
サービス業	3.28%
合計	96.77%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	日本	TOPIX 先物 0803月	買建	548	18,972,712,800	19,601,960,000	3.18%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

外国株式インデックスマザーファンド

(1) 投資状況（2026年1月30日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	861,790,640,079	92.98
内 香港	4,808,730,204	0.52
内 シンガポール	3,936,220,477	0.42
内 イスラエル	2,740,357,074	0.30
内 ノルウェー	1,472,833,663	0.16
内 スウェーデン	9,206,769,670	0.99
内 デンマーク	4,875,168,721	0.53
内 イギリス	33,922,331,455	3.66
内 アイルランド	1,057,314,401	0.11
内 オランダ	12,516,359,116	1.35
内 ベルギー	2,614,308,709	0.28
内 フランス	23,304,519,337	2.51
内 ドイツ	21,546,521,943	2.32
内 スイス	20,962,592,127	2.26
内 ポルトガル	471,451,527	0.05
内 スペイン	8,909,893,802	0.96
内 イタリア	7,367,661,927	0.79
内 フィンランド	2,615,934,244	0.28
内 オーストリア	647,479,547	0.07
内 カナダ	29,803,195,505	3.22
内 アメリカ	655,340,084,695	70.71
内 オーストラリア	13,248,533,887	1.43
内 ニューゼaland	422,378,048	0.05
投資証券	13,910,055,667	1.50
内 香港	202,107,341	0.02
内 シンガポール	229,000,885	0.02
内 イギリス	212,641,135	0.02
内 フランス	313,559,706	0.03

	内 アメリカ	11,787,010,266	1.27
	内 オーストラリア	1,165,736,334	0.13
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		51,129,710,549	5.52
純資産総額		926,830,406,295	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)		51,116,231,161	5.52
	内 イギリス	2,859,792,201	0.31
	内 ドイツ	8,771,519,295	0.95
	内 カナダ	4,423,861,747	0.48
	内 アメリカ	33,309,684,915	3.59
	内 オーストラリア	1,751,373,003	0.19
為替予約取引(買建)		31,878,411,500	3.44
	内 日本	31,878,411,500	3.44

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注4) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産 (2026年1月30日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	NVIDIA CORP	アメリカ	株式	情報技術	1,739,700	27,197.82 47,316,047,454	29,581.08 51,462,216,358	5.55
2	APPLE INC	アメリカ	株式	情報技術	1,062,400	42,848.09 45,521,811,878	39,687.30 42,163,792,620	4.55
3	MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	情報技術	505,660	75,602.25 38,229,037,072	66,611.61 33,682,826,713	3.63
4	AMAZON COM INC	アメリカ	株式	一般消費 財・サービス	687,400	35,836.58 24,634,068,666	37,144.23 25,532,944,939	2.75

5	ALPHABET INC CLASS A	アメリカ	株式	コミュニ ケーショ ン・サービ ス	416,500	49,198.85 20,491,324,690	51,975.49 21,647,793,668	2.34
6	ALPHABET INC CLASS C	アメリカ	株式	コミュニ ケーショ ン・サービ ス	349,940	49,189.63 17,213,422,342	52,038.49 18,210,351,150	1.96
7	META PLATFORMS INC CLASS A	アメリカ	株式	コミュニ ケーショ ン・サービ ス	155,360	99,563.99 15,468,262,574	113,448.71 17,625,392,300	1.90
8	BROADCOM INC	アメリカ	株式	情報技術	321,300	61,918.83 19,894,521,236	50,819.97 16,328,456,939	1.76
9	TESLA INC	アメリカ	株式	一般消費 財・サービ ス	202,190	66,099.92 13,364,743,270	64,008.60 12,941,900,775	1.40
10	JPMORGAN CHASE	アメリカ	株式	金融	196,830	48,107.87 9,469,072,603	47,084.49 9,267,641,584	1.00
11	ELI LILLY	アメリカ	株式	ヘルスケア	57,605	165,256.72 9,519,613,367	157,369.35 9,065,261,545	0.98
12	BERKSHIRE HATHAWAY INC CLASS B	アメリカ	株式	金融	98,770	78,952.04 7,798,093,445	73,263.55 7,236,240,972	0.78
13	EXXON MOBIL CORP	アメリカ	株式	エネル ギー	305,209	17,812.26 5,436,464,260	21,590.76 6,589,696,283	0.71
14	VISA INC CLASS A	アメリカ	株式	金融	121,590	51,390.05 6,248,516,228	50,984.38 6,199,191,737	0.67
15	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	株式	ヘルスケア	172,500	31,795.32 5,484,693,942	34,925.38 6,024,628,292	0.65
16	ASML HOLDING NV	オランダ	株式	情報技術	27,068	165,647.42 4,483,744,473	218,565.12 5,916,120,668	0.64
17	WALMART INC	アメリカ	株式	生活必需 品	314,000	16,980.96 5,332,023,512	18,041.22 5,664,943,268	0.61
18	MICRON TECHNOLOGY INC	アメリカ	株式	情報技術	80,400	36,337.51 2,921,536,351	66,963.49 5,383,864,709	0.58
19	MASTERCARD INC CLASS A	アメリカ	株式	金融	61,060	84,594.43 5,165,336,494	83,549.55 5,101,535,633	0.55
20	COSTCO WHOLESALE CORP	アメリカ	株式	生活必需 品	31,720	140,382.23 4,452,924,634	146,421.07 4,644,476,575	0.50

21	ADVANCED MICRO DEVICES INC	アメリカ	株式	情報技術	116,227	33,425.65 3,884,964,162	38,749.97 4,503,793,786	0.49
22	ABBVIE INC	アメリカ	株式	ヘルスケア	126,472	34,988.38 4,425,050,648	33,871.27 4,283,767,740	0.46
23	BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	株式	金融	503,601	8,243.85 4,151,615,636	8,156.27 4,107,507,138	0.44
24	HOME DEPOT INC	アメリカ	株式	一般消費 財・サービ ス	71,290	54,844.32 3,909,852,086	57,132.32 4,072,963,421	0.44
25	NETFLIX INC	アメリカ	株式	コミュニ ケーショ ン・サービ ス	304,710	16,530.74 5,037,082,639	12,778.36 3,893,695,782	0.42
26	PROCTER & GAMBLE	アメリカ	株式	生活必需 品	167,567	22,766.26 3,814,874,828	23,033.63 3,859,676,948	0.42
27	PALANTIR TECHNOLOGIES INC CLASS A	アメリカ	株式	情報技術	163,000	25,884.02 4,219,096,401	23,334.80 3,803,573,639	0.41
28	CHEVRON CORP	アメリカ	株式	エネル ギー	138,018	23,222.63 3,205,141,748	26,305.05 3,630,571,136	0.39
29	GE AEROSPACE	アメリカ	株式	資本財・ サービス	75,906	45,859.82 3,481,036,028	45,922.82 3,485,818,152	0.38
30	LAM RESEARCH CORP	アメリカ	株式	情報技術	90,200	23,970.96 2,162,180,592	38,133.80 3,439,668,958	0.37

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	92.98%
投資証券	1.50%
合計	94.48%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
エネルギー	3.56%
素材	3.29%
資本財・サービス	10.10%
一般消費財・サービス	8.93%
生活必需品	5.09%

ヘルスケア	9.23%
金融	15.59%
情報技術	25.78%
コミュニケーション・サービス	8.62%
公益事業	2.53%
不動産	0.27%
合計	92.98%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	アメリカ	S&P500 EMINI MAR 26	買建	620	32,893,632,333	33,309,684,915	3.59%
	イギリス	FTSE 100 INDEX MAR 26	買建	133	2,769,909,789	2,859,792,201	0.31%
	オーストラ リア	SPI 200 MAR 26	買建	73	1,691,142,497	1,751,373,003	0.19%
	カナダ	S&P/TSE 60 INDEX MAR 26	買建	102	4,303,645,716	4,423,861,747	0.48%
	ドイツ	SWISS MKT IX MAR 26	買建	94	2,455,486,814	2,463,416,386	0.27%
		EURO STOXX 50 MAR 26	買建	583	6,199,211,914	6,308,102,909	0.68%
為替予約取引	日本	英ポンド買/円売 2026年 2月	買建	7,500,000	1,581,932,960	1,587,056,250	0.17%
		スイス・フラン買/円売 2026年2月	買建	8,100,000	1,607,871,330	1,622,733,750	0.18%
		カナダ・ドル買/円売 2026年2月	買建	22,200,000	2,533,519,130	2,522,863,500	0.27%
		ユーロ買/円売 2026年2 月	買建	16,900,000	3,103,847,240	3,097,896,750	0.33%
		米ドル買/円売 2026年2 月	買建	143,900,000	22,486,850,910	22,098,363,250	2.38%
		豪ドル買/円売 2026年2 月	買建	8,800,000	923,143,710	949,498,000	0.10%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注4) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンド

(1) 投資状況（2026年1月30日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	164,480,888,664	91.99
内 香港	939,751,101	0.53
内 シンガポール	771,966,178	0.43
内 イスラエル	532,561,480	0.30
内 ノルウェー	289,485,033	0.16
内 スウェーデン	1,789,546,741	1.00
内 デンマーク	952,479,814	0.53
内 イギリス	6,751,883,217	3.78
内 アイルランド	203,468,843	0.11
内 オランダ	2,405,577,497	1.35
内 ベルギー	500,453,150	0.28
内 フランス	4,475,266,745	2.50
内 ドイツ	4,141,912,425	2.32
内 スイス	4,215,926,969	2.36
内 ポルトガル	90,637,856	0.05
内 スペイン	1,715,006,732	0.96
内 イタリア	1,415,609,429	0.79
内 フィンランド	497,019,779	0.28
内 オーストリア	124,925,845	0.07
内 カナダ	5,703,739,821	3.19
内 アメリカ	124,179,147,427	69.45
内 オーストラリア	2,701,968,450	1.51
内 ニュージーランド	82,554,132	0.05
投資証券	2,644,733,336	1.48
内 香港	37,893,879	0.02
内 シンガポール	44,605,634	0.02
内 イギリス	42,679,132	0.02

	内 フランス	58,779,400	0.03
	内 アメリカ	2,224,980,793	1.24
	内 オーストラリア	235,794,498	0.13
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		11,677,944,919	6.53
純資産総額		178,803,566,919	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)		9,506,214,491	5.32
	内 イギリス	236,524,167	0.13
	内 ドイツ	1,307,046,302	0.73
	内 カナダ	780,681,485	0.44
	内 アメリカ	7,038,014,071	3.94
	内 オーストラリア	143,948,466	0.08
為替予約取引(売建)		169,929,159,107	95.04
	内 日本	169,929,159,107	95.04

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注4) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産 (2026年1月30日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	NVIDIA CORP	アメリカ	株式	情報技術	329,710	28,410.35 9,367,210,160	29,581.08 9,753,180,063	5.45
2	APPLE INC	アメリカ	株式	情報技術	201,363	39,932.23 8,040,901,914	39,687.30 7,991,554,756	4.47
3	MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	情報技術	95,866	73,169.66 7,014,496,620	66,611.61 6,385,788,604	3.57
4	AMAZON COM INC	アメリカ	株式	一般消費 財・サービ ス	130,285	37,802.81 4,925,150,110	37,144.23 4,839,336,240	2.71

5	ALPHABET INC CLASS A	アメリカ	株式	コミュニ ケーショ ン・サービ ス	78,968	50,977.31 4,025,583,524	51,975.49 4,104,400,889	2.30
6	ALPHABET INC CLASS C	アメリカ	株式	コミュニ ケーショ ン・サービ ス	66,340	51,107.16 3,390,450,769	52,038.49 3,452,233,798	1.93
7	META PLATFORMS INC CLASS A	アメリカ	株式	コミュニ ケーショ ン・サービ ス	29,487	98,506.04 2,904,648,716	113,448.71 3,345,262,247	1.87
8	BROADCOM INC	アメリカ	株式	情報技術	60,940	54,009.64 3,291,348,859	50,819.97 3,096,969,081	1.73
9	TESLA INC	アメリカ	株式	一般消費 財・サービ ス	38,346	68,908.51 2,642,369,469	64,008.60 2,454,474,144	1.37
10	JPMORGAN CHASE	アメリカ	株式	金融	37,309	49,757.56 1,856,407,120	47,084.49 1,756,675,506	0.98
11	ELI LILLY	アメリカ	株式	ヘルスケア	10,925	166,095.24 1,814,591,623	157,369.35 1,719,260,175	0.96
12	BERKSHIRE HATHAWAY INC CLASS B	アメリカ	株式	金融	18,719	76,557.40 1,433,079,094	73,263.55 1,371,420,419	0.77
13	EXXON MOBIL CORP	アメリカ	株式	エネル ギー	57,929	19,104.08 1,106,689,417	21,590.76 1,250,731,518	0.70
14	VISA INC CLASS A	アメリカ	株式	金融	23,080	52,650.21 1,215,167,989	50,984.38 1,176,719,675	0.66
15	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	株式	ヘルスケア	32,694	32,264.45 1,054,858,334	34,925.38 1,141,850,419	0.64
16	ASML HOLDING NV	オランダ	株式	情報技術	5,222	199,593.22 1,042,276,497	218,565.12 1,141,347,057	0.64
17	WALMART INC	アメリカ	株式	生活必需 品	59,467	18,133.72 1,078,361,600	18,041.22 1,072,857,265	0.60
18	MICRON TECHNOLOGY INC	アメリカ	株式	情報技術	15,226	53,320.94 811,865,164	66,963.49 1,019,586,120	0.57
19	MASTERCARD INC CLASS A	アメリカ	株式	金融	11,578	86,850.16 1,005,551,937	83,549.55 967,336,711	0.54
20	COSTCO WHOLESALE CORP	アメリカ	株式	生活必需 品	6,020	145,116.65 873,603,137	146,421.07 881,454,886	0.49

21	ADVANCED MICRO DEVICES INC	アメリカ	株式	情報技術	22,027	32,089.89 706,845,163	38,749.97 853,545,783	0.48
22	ABBVIE INC	アメリカ	株式	ヘルスケア	23,959	33,793.82 809,668,708	33,871.27 811,521,849	0.45
23	BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	株式	金融	95,549	8,466.35 808,964,784	8,156.27 779,323,710	0.44
24	HOME DEPOT INC	アメリカ	株式	一般消費 財・サービ ス	13,514	57,657.38 779,182,687	57,132.32 772,086,235	0.43
25	NETFLIX INC	アメリカ	株式	コミュニ ケーショ ン・サービ ス	57,700	13,719.84 791,638,956	12,778.36 737,311,695	0.41
26	PROCTER & GAMBLE	アメリカ	株式	生活必需 品	31,848	22,056.51 702,460,390	23,033.63 733,575,176	0.41
27	PALANTIR TECHNOLOGIES INC CLASS A	アメリカ	株式	情報技術	30,948	27,505.14 851,233,019	23,334.80 722,165,626	0.40
28	CHEVRON CORP	アメリカ	株式	エネル ギー	26,181	24,965.75 653,630,232	26,305.05 688,692,655	0.39
29	ROCHE HOLDING PAR AG	スイス	株式	ヘルスケア	9,581	68,619.59 657,445,876	69,507.57 665,952,028	0.37
30	GE AEROSPACE	アメリカ	株式	資本財・ サービス	14,392	49,785.22 716,511,085	45,922.82 660,921,335	0.37

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	91.99%
投資証券	1.48%
合計	93.47%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
エネルギー	3.53%
素材	3.28%
資本財・サービス	10.03%
一般消費財・サービス	8.81%
生活必需品	5.05%

ヘルスケア	9.17%
金融	15.51%
情報技術	25.35%
コミュニケーション・サービス	8.49%
公益事業	2.51%
不動産	0.26%
合計	91.99%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	アメリカ	S&P500 EMINI MAR 26	買建	131	7,058,049,460	7,038,014,071	3.94%
	イギリス	FTSE 100 INDEX MAR 26	買建	11	236,518,979	236,524,167	0.13%
	オーストラリア	SPI 200 MAR 26	買建	6	141,832,936	143,948,466	0.08%
	カナダ	S&P/TSE 60 INDEX MAR 26	買建	18	785,592,461	780,681,485	0.44%
	ドイツ	SWISS MKT IX MAR 26	買建	9	239,653,939	235,859,016	0.13%
		EURO STOXX 50 MAR 26	買建	99	1,093,641,277	1,071,187,286	0.60%
為替予約取引	日本	英ポンド売/円買 2026 年2月	売建	32,285,800	6,867,302,660	6,830,083,590	3.82%
		米ドル売/円買 2026年 2月	売建	842,904,300	133,106,778,610	129,409,327,078	72.38%
		ニュージーランド・ドル 売/円買 2026年2月	売建	907,000	82,807,376	84,336,125	0.05%
		スウェーデン・クロー ネ売/円買 2026年2月	売建	88,683,100	1,530,151,330	1,543,653,511	0.86%
		シンガポール・ドル 売/円買 2026年2月	売建	5,426,800	667,490,973	658,096,639	0.37%
		デンマーク・クローネ 売/円買 2026年2月	売建	36,472,100	900,281,760	895,131,102	0.50%

スイス・フラン売/円買 2026年2月	売建	21,649,900	4,297,847,218	4,337,542,309	2.43%
イスラエル・シケル売/円買 2026年2月	売建	6,350,200	318,647,730	315,633,515	0.18%
ノルウェー・クローネ売/円買 2026年2月	売建	17,923,600	281,158,551	287,955,180	0.16%
ユーロ売/円買 2026年2月	売建	85,888,200	15,837,335,331	15,742,018,736	8.80%
豪ドル売/円買 2026年2月	売建	28,097,200	2,977,163,875	3,030,864,631	1.70%
香港ドル売/円買 2026年2月	売建	44,269,600	897,132,297	870,752,043	0.49%
カナダ・ドル売/円買 2026年2月	売建	52,133,700	5,938,113,213	5,923,764,648	3.31%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注4) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

新興国株式インデックス・マザーファンド

(1) 投資状況 (2026年1月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資証券	2,484,134,863	96.37
内 アメリカ	2,484,134,863	96.37
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	93,684,855	3.63
純資産総額	2,577,819,718	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	155,441,688	6.03
内 アメリカ	155,441,688	6.03
為替予約取引(買建)	112,204,350	4.35
内 日本	112,204,350	4.35

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注4) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（2026年1月30日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ISHARES CORE MSCI EMERGING MARKETS	アメリカ	投資証券	218,200	10,430.59 2,275,966,744	11,384.66 2,484,134,863	96.37

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	96.37%
合計	96.37%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	アメリカ	MSCI EMER MKT INDEX (ICE) MAR 26	買建	13	139,634,453	155,441,688	6.03%
為替予約取引	日本	米ドル買/円売 2026年2 月	買建	730,600	112,931,473	112,204,350	4.35%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注4) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

ダイワ日本債券インデックスマザーファンド（BPI）

(1) 投資状況（2026年1月30日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	102,362,976,240	85.91
内 日本	102,362,976,240	85.91
地方債証券	4,943,242,316	4.15
内 日本	4,943,242,316	4.15
特殊債券	4,331,475,671	3.64
内 日本	4,331,475,671	3.64
社債券	6,786,296,100	5.70
内 日本	6,786,296,100	5.70
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	728,685,495	0.61
純資産総額	119,152,675,822	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（2026年1月30日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	158 5年国債	日本	国債証券	2,350,000,000	97.90 2,300,774,500	97.61 2,294,023,000	0.100000 2028/03/20	1.93
2	163 5年国債	日本	国債証券	2,000,000,000	98.08 1,961,641,000	97.64 1,952,980,000	0.400000 2028/09/20	1.64
3	154 5年国債	日本	国債証券	1,900,000,000	98.45 1,870,588,000	98.29 1,867,624,000	0.100000 2027/09/20	1.57
4	156 5年国債	日本	国債証券	1,870,000,000	98.38 1,839,762,100	98.14 1,835,274,100	0.200000 2027/12/20	1.54
5	360 10年国債	日本	国債証券	1,620,000,000	94.08 1,524,241,800	93.25 1,510,682,400	0.100000 2030/09/20	1.27
6	153 5年国債	日本	国債証券	1,520,000,000	98.60 1,498,765,600	98.51 1,497,397,600	0.005000 2027/06/20	1.26

7	370 10年国債	日本	国債証券	1,570,000,000	92.09 1,445,907,000	90.72 1,424,445,300	0.500000 2033/03/20	1.20
8	369 10年国債	日本	国債証券	1,550,000,000	92.56 1,434,739,500	91.17 1,413,243,500	0.500000 2032/12/20	1.19
9	362 10年国債	日本	国債証券	1,530,000,000	93.31 1,427,704,200	92.30 1,412,235,900	0.100000 2031/03/20	1.19
10	178 5年国債	日本	国債証券	1,375,000,000	98.54 1,355,005,500	97.79 1,344,626,250	1.000000 2030/03/20	1.13
11	373 10年国債	日本	国債証券	1,440,000,000	91.74 1,321,059,400	89.91 1,294,833,600	0.600000 2033/12/20	1.09
12	367 10年国債	日本	国債証券	1,420,000,000	91.56 1,300,192,700	90.30 1,282,302,600	0.200000 2032/06/20	1.08
13	365 10年国債	日本	国債証券	1,400,000,000	91.92 1,286,910,500	90.76 1,270,752,000	0.100000 2031/12/20	1.07
14	161 5年国債	日本	国債証券	1,300,000,000	98.11 1,275,482,000	97.72 1,270,451,000	0.300000 2028/06/20	1.07
15	371 10年国債	日本	国債証券	1,380,000,000	91.11 1,257,423,300	89.54 1,235,652,000	0.400000 2033/06/20	1.04
16	376 10年国債	日本	国債証券	1,350,000,000	92.68 1,251,210,500	90.70 1,224,477,000	0.900000 2034/09/20	1.03
17	372 10年国債	日本	国債証券	1,330,000,000	93.46 1,243,132,400	91.84 1,221,511,900	0.800000 2033/09/20	1.03
18	358 10年国債	日本	国債証券	1,280,000,000	94.90 1,214,784,000	94.21 1,205,913,600	0.100000 2030/03/20	1.01
19	377 10年国債	日本	国債証券	1,300,000,000	94.85 1,233,156,000	92.64 1,204,320,000	1.200000 2034/12/20	1.01
20	164 5年国債	日本	国債証券	1,200,000,000	97.22 1,166,748,000	96.74 1,160,940,000	0.200000 2028/12/20	0.97
21	368 10年国債	日本	国債証券	1,250,000,000	91.06 1,138,263,000	89.77 1,122,225,000	0.200000 2032/09/20	0.94
22	181 5年国債	日本	国債証券	1,100,000,000	99.63 1,096,029,000	98.55 1,084,138,000	1.300000 2030/09/20	0.91
23	363 10年国債	日本	国債証券	1,180,000,000	92.61 1,092,901,100	91.79 1,083,228,200	0.100000 2031/06/20	0.91
24	374 10年国債	日本	国債証券	1,170,000,000	92.84 1,086,321,600	90.88 1,063,307,700	0.800000 2034/03/20	0.89
25	380 10年国債	日本	国債証券	1,100,000,000	98.27 1,080,971,000	95.68 1,052,524,000	1.700000 2035/09/20	0.88
26	366 10年国債	日本	国債証券	1,140,000,000	92.04 1,049,346,200	90.82 1,035,359,400	0.200000 2032/03/20	0.87

27	364 10年国債	日本	国債証券	1,120,000,000	92.38 1,034,658,000	91.28 1,022,403,200	0.100000 2031/09/20	0.86
28	361 10年国債	日本	国債証券	1,100,000,000	93.75 1,031,338,000	92.74 1,020,239,000	0.100000 2030/12/20	0.86
29	378 10年国債	日本	国債証券	1,075,000,000	96.39 1,036,214,000	93.88 1,009,253,000	1.400000 2035/03/20	0.85
30	359 10年国債	日本	国債証券	1,060,000,000	94.50 1,001,721,200	93.70 993,315,400	0.100000 2030/06/20	0.83

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	85.91%
地方債証券	4.15%
特殊債券	3.64%
社債券	5.70%
合計	99.39%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

外国債券インデックスマザーファンド

(1) 投資状況（2026年1月30日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	384,484,552,158	97.71
内 ユーロ	114,653,812,651	29.14
内 中国	45,029,548,536	11.44
内 シンガポール	1,419,873,090	0.36
内 マレーシア	2,023,106,894	0.51

内 イスラエル	1,521,175,744	0.39
内 ノルウェー	574,008,983	0.15
内 スウェーデン	655,007,474	0.17
内 デンマーク	777,991,238	0.20
内 イギリス	23,048,205,172	5.86
内 ポーランド	2,681,563,333	0.68
内 カナダ	7,935,997,817	2.02
内 アメリカ	174,877,938,345	44.44
内 メキシコ	3,321,481,913	0.84
内 オーストラリア	4,842,102,934	1.23
内 ニュージーランド	1,122,738,034	0.29
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	8,994,864,555	2.29
純資産総額	393,479,416,713	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(買建)	1,385,421,503	0.35
内 日本	1,385,421,503	0.35

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産 (2026年1月30日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数	簿価単価	評価単価	利率(%)	投資比率(%)
				または 額面金額	簿価 (円)	時価 (円)	償還期限 (年/月/日)	
1	CHINA GOVERNMENT BOND	中国	国債証券	85,000,000	100.69 1,890,901,763	100.63 1,889,868,925	1.850000 2027/05/15	0.48
2	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	11,500,000	98.56 1,741,714,587	98.46 1,739,876,814	2.875000 2028/05/15	0.44
3	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	10,800,000	104.82 1,739,555,328	103.32 1,714,657,520	4.625000 2035/02/15	0.44
4	CHINA GOVERNMENT BOND	中国	国債証券	73,000,000	101.76 1,641,288,251	101.95 1,644,271,884	2.050000 2029/04/15	0.42
5	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	10,500,000	99.61 1,607,153,757	98.06 1,582,258,532	3.875000 2034/08/15	0.40

6	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	10,000,000	104.38 1,604,026,008	102.76 1,579,025,526	4.500000 2033/11/15	0.40
7	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	10,200,000	102.07 1,599,807,119	100.70 1,578,350,343	4.125000 2032/11/15	0.40
8	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	10,200,000	100.81 1,580,090,082	99.25 1,555,686,723	4.000000 2034/02/15	0.40
9	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	10,000,000	102.26 1,571,434,722	100.60 1,545,896,430	4.250000 2034/11/15	0.39
10	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	9,500,000	102.08 1,490,206,204	100.37 1,465,244,137	4.250000 2035/05/15	0.37
11	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	10,700,000	88.41 1,453,603,624	87.84 1,444,314,108	1.125000 2031/02/15	0.37
12	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	10,300,000	87.58 1,386,269,351	86.97 1,376,599,066	1.250000 2031/08/15	0.35
13	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	9,000,000	100.21 1,385,871,832	98.75 1,365,667,079	3.875000 2033/08/15	0.35
14	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	9,500,000	94.00 1,372,183,800	92.91 1,356,403,686	2.750000 2032/08/15	0.34
15	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	8,800,000	99.98 1,351,941,160	99.89 1,350,720,571	3.500000 2027/10/31	0.34
16	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	10,000,000	87.63 1,346,614,776	86.93 1,335,904,674	1.375000 2031/11/15	0.34
17	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	8,500,000	103.40 1,350,622,228	101.73 1,328,810,191	4.375000 2034/05/15	0.34
18	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	8,500,000	101.45 1,325,113,900	101.04 1,319,706,605	4.000000 2029/01/31	0.34
19	CHINA GOVERNMENT BOND	中国	国債証券	58,000,000	102.77 1,316,915,133	102.85 1,317,940,239	2.370000 2029/01/15	0.33
20	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	9,800,000	87.72 1,320,977,526	87.28 1,314,457,118	0.875000 2030/11/15	0.33
21	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	8,300,000	101.57 1,295,426,942	101.04 1,288,654,684	4.000000 2029/07/31	0.33
22	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	8,000,000	100.54 1,235,991,868	100.46 1,234,983,859	3.875000 2027/07/31	0.31
23	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	8,000,000	100.01 1,229,415,220	99.70 1,225,629,038	3.500000 2028/10/15	0.31
24	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	8,000,000	98.05 1,205,407,382	96.77 1,189,635,720	3.500000 2033/02/15	0.30
25	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	7,500,000	101.68 1,171,845,733	100.97 1,163,674,863	4.000000 2030/02/28	0.30

26	CHINA GOVERNMENT BOND	中国	国債証券	52,000,000	100.57 1,155,454,323	100.86 1,158,797,406	1.790000 2032/03/25	0.29
27	CHINA GOVERNMENT BOND	中国	国債証券	50,000,000	104.50 1,154,370,892	104.69 1,156,458,662	2.540000 2030/12/25	0.29
28	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	7,500,000	101.96 1,175,038,020	100.27 1,155,596,188	4.250000 2035/08/15	0.29
29	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	8,000,000	90.07 1,107,212,496	89.39 1,098,927,148	1.625000 2031/05/15	0.28
30	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	7,000,000	101.69 1,093,873,271	100.95 1,085,913,683	4.000000 2030/03/31	0.28

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

□．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	97.71%
合計	97.71%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	ポーランド・ズロチ買/ 円売 2026年2月	買建	2,992,000	130,058,649	130,310,875	0.03%
		豪ドル買/円売 2026年2 月	買建	623,000	64,955,724	67,225,687	0.02%
		ユーロ買/円売 2026年2 月	買建	2,264,000	416,359,516	415,042,350	0.11%
		カナダ・ドル買/円売 2026年2月	買建	421,000	47,757,566	47,848,245	0.01%
		オフショア人民元買/円 売 2026年2月	買建	9,304,000	208,201,380	205,517,567	0.05%

ノルウェー・クローネ 買/円売 2026年2月	買建	2,750,000	42,616,200	44,196,350	0.01%
米ドル買/円売 2026年2 月	買建	2,362,000	365,242,678	362,817,916	0.09%
スウェーデン・クローネ 買/円売 2026年2月	買建	1,031,000	17,510,813	17,947,544	0.00%
シンガポール・ドル買/ 円売 2026年2月	買建	353,000	42,997,659	42,812,087	0.01%
デンマーク・クローネ 買/円売 2026年2月	買建	261,000	6,426,864	6,406,427	0.00%
英ポンド買/円売 2026年 2月	買建	214,000	45,361,483	45,296,455	0.01%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

外国債券インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド

(1) 投資状況（2026年1月30日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	131,839,147,326	95.77
内 ユーロ	39,717,436,302	28.85
内 中国	15,646,752,061	11.37
内 シンガポール	513,717,707	0.37
内 マレーシア	759,616,385	0.55
内 イスラエル	583,965,801	0.42
内 ノルウェー	200,439,290	0.15
内 スウェーデン	243,635,587	0.18
内 デンマーク	325,403,950	0.24
内 イギリス	7,967,856,225	5.79
内 ポーランド	948,401,005	0.69
内 カナダ	2,721,063,720	1.98
内 アメリカ	58,887,439,901	42.78
内 メキシコ	1,243,542,085	0.90
内 オーストラリア	1,708,532,294	1.24
内 ニューゼーランド	371,345,013	0.27
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	5,827,479,126	4.23
純資産総額	137,666,626,452	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
債券先物取引(買建)	1,938,285,249	1.41
内 アメリカ	1,938,285,249	1.41
為替予約取引(買建)	38,999,400	0.03
内 日本	38,999,400	0.03
為替予約取引(売建)	134,492,253,518	97.69
内 日本	134,492,253,518	97.69

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 債券先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注4) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産 (2026年1月30日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	9,000,000	96.51 1,334,744,541	98.06 1,356,110,964	2.250000 2027/08/15	0.99
2	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	7,950,000	105.08 1,283,678,559	104.44 1,275,848,122	6.125000 2027/11/15	0.93
3	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	8,000,000	94.33 1,159,688,827	94.86 1,166,131,886	0.500000 2027/10/31	0.85
4	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	7,000,000	101.35 1,090,154,796	101.83 1,095,379,139	4.250000 2029/06/30	0.80
5	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	7,000,000	97.45 1,048,284,846	98.52 1,059,733,092	2.375000 2027/05/15	0.77
6	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	6,500,000	95.50 953,874,413	97.10 969,895,005	2.625000 2029/02/15	0.70
7	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	6,000,000	92.77 855,385,268	95.01 875,963,415	1.250000 2028/04/30	0.64
8	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	6,000,000	92.61 853,910,132	94.68 872,920,947	1.750000 2029/01/31	0.63

9	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	5,500,000	92.97 785,717,361	95.18 804,470,795	1.250000 2028/03/31	0.58
10	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	5,000,000	100.91 775,360,677	101.09 776,743,617	4.500000 2027/04/15	0.56
11	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	5,000,000	100.80 774,476,394	100.75 774,116,031	4.250000 2027/03/15	0.56
12	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	5,000,000	99.61 765,326,679	100.23 770,097,822	3.750000 2027/04/30	0.56
13	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	5,000,000	97.20 746,810,649	98.65 757,966,365	2.250000 2027/02/15	0.55
14	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	4,700,000	100.16 723,371,967	101.73 734,753,870	4.375000 2034/05/15	0.53
15	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	5,000,000	91.46 702,687,180	93.84 721,026,501	1.000000 2028/07/31	0.52
16	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	4,500,000	101.74 703,515,407	103.32 714,440,633	4.625000 2035/02/15	0.52
17	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	4,500,000	100.73 696,532,679	100.27 693,357,713	4.250000 2035/08/15	0.50
18	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	4,800,000	92.09 679,278,000	93.97 693,092,649	2.875000 2032/05/15	0.50
19	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	4,000,000	92.90 681,380,428	94.00 689,433,600	0.500000 2029/05/25	0.50
20	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	5,000,000	85.00 653,078,049	87.68 673,699,221	0.625000 2030/05/15	0.49
21	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	5,000,000	84.64 650,289,120	87.28 670,641,387	0.875000 2030/11/15	0.49
22	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	4,900,000	85.37 642,839,990	87.84 661,414,872	1.125000 2031/02/15	0.48
23	SPANISH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	3,650,000	97.98 655,764,945	98.40 658,575,853	1.400000 2028/04/30	0.48
24	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	4,500,000	92.33 638,482,653	94.84 655,797,062	0.625000 2027/11/30	0.48
25	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	4,300,000	97.39 643,492,738	98.71 652,254,124	3.125000 2028/11/15	0.47
26	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	4,500,000	89.51 618,997,029	91.74 634,396,066	1.500000 2030/02/15	0.46
27	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	4,000,000	102.33 628,979,551	102.94 632,741,148	4.625000 2029/04/30	0.46
28	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	4,600,000	87.05 615,357,284	89.39 631,883,110	1.625000 2031/05/15	0.46

29	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	4,000,000	99.96 614,394,144	100.95 620,522,104	4.000000 2030/03/31	0.45
30	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	4,000,000	99.40 610,952,160	100.70 618,960,919	4.125000 2032/11/15	0.45

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

□ . 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	95.77%
合計	95.77%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八 . 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
債券先物取引	アメリカ	US LONG BOND MAR 26	買建	2	36,043,842	35,409,026	0.03%
		US 10YR NOTE MAR 26	買建	10	174,120,828	171,883,123	0.12%
		US 5YR NOTE MAR 26	買建	15	252,988,037	250,963,989	0.18%
		US 2YR NOTE MAR 26	買建	40	1,284,088,432	1,280,948,175	0.93%
		US ULTRA T-BOND MAR 26	買建	11	204,262,681	199,080,936	0.14%
為替予約取引	日本	マレーシア・リングgit 買/円売 2026年2月	買建	1,000,000	39,112,200	38,999,400	0.03%
		英ポンド売/円買 2026年 2月	売建	38,673,000	8,131,408,172	8,184,227,767	5.94%
		米ドル売/円買 2026年2 月	売建	391,194,000	61,145,119,536	60,079,848,354	43.64%
		マレーシア・リングgit 売/円買 2026年2月	売建	18,630,000	725,350,425	725,368,365	0.53%
		ニュージーランド・ドル 売/円買 2026年2月	売建	4,490,000	404,103,143	417,579,429	0.30%

スウェーデン・クローネ 売/円買 2026年2月	売建	17,132,000	290,975,027	298,232,142	0.22%
シンガポール・ドル売/ 円買 2026年2月	売建	4,369,000	532,172,161	529,875,378	0.38%
デンマーク・クローネ 売/円買 2026年2月	売建	14,475,000	356,432,400	355,299,007	0.26%
メキシコ・ペソ売/円買 2026年2月	売建	145,513,000	1,261,132,068	1,294,047,109	0.94%
オフショア人民元売/円 買 2026年2月	売建	720,941,000	16,173,943,883	15,924,505,278	11.57%
ノルウェー・クローネ 売/円買 2026年2月	売建	13,068,000	202,512,182	210,021,055	0.15%
カナダ・ドル売/円買 2026年2月	売建	25,143,000	2,871,745,459	2,857,449,149	2.08%
ユーロ売/円買 2026年2 月	売建	218,687,000	40,207,514,938	40,088,607,405	29.12%
豪ドル売/円買 2026年2 月	売建	17,591,000	1,834,086,914	1,898,181,482	1.38%
ポーランド・ズロチ売/ 円買 2026年2月	売建	23,326,000	1,013,953,228	1,015,919,610	0.74%
イスラエル・シュケル 売/円買 2026年2月	売建	12,330,000	604,708,821	613,091,988	0.45%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 債券先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算
値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近
い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注4) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

ダイワJ-REITマザーファンド

(1) 投資状況 (2026年1月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資証券	238,070,730,950	95.91
内 日本	238,070,730,950	95.91
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	10,144,880,745	4.09
純資産総額	248,215,611,695	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
不動産投信指数先物取引(買建)	10,144,560,000	4.09
内 日本	10,144,560,000	4.09

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 不動産投信指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2) 投資資産 (2026年1月30日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	日本ビルファンド	日本	投資証券	124,429	143,978.19 17,915,063,328	143,500.00 17,855,561,500	7.19
2	ジャパンリアルエステイト	日本	投資証券	105,802	131,262.10 13,887,793,391	124,800.00 13,204,089,600	5.32
3	日本都市ファンド投資法人	日本	投資証券	106,970	116,673.22 12,480,534,502	121,700.00 13,018,249,000	5.24
4	野村不動産マスターF	日本	投資証券	65,645	165,057.95 10,835,229,429	167,100.00 10,969,279,500	4.42
5	KDX不動産投資法人	日本	投資証券	60,070	171,836.38 10,322,211,671	167,300.00 10,049,711,000	4.05
6	GLP投資法人	日本	投資証券	67,783	136,724.98 9,267,629,522	142,200.00 9,638,742,600	3.88
7	日本プロロジスリート	日本	投資証券	106,046	86,096.66 9,130,207,005	90,300.00 9,575,953,800	3.86
8	大和ハウスリート投資法人	日本	投資証券	64,855	129,239.40 8,381,821,656	134,800.00 8,742,454,000	3.52
9	オリックス不動産投資	日本	投資証券	82,092	101,361.98 8,321,007,891	103,600.00 8,504,731,200	3.43
10	ユナイテッド・アーバン投資法人	日本	投資証券	47,494	182,686.73 8,676,523,767	178,700.00 8,487,177,800	3.42
11	インヴィンシブル投資法人	日本	投資証券	113,716	67,382.88 7,662,512,337	65,400.00 7,437,026,400	3.00
12	アドバンス・レジデンス	日本	投資証券	42,419	168,043.89 7,128,253,800	168,000.00 7,126,392,000	2.87

13	ジャパン・ホテル・リート投資法人	日本	投資証券	75,801	88,951.85 6,742,639,313	83,100.00 6,299,063,100	2.54
14	日本プライムリアルティ	日本	投資証券	57,122	106,187.58 6,065,647,135	104,900.00 5,992,097,800	2.41
15	産業ファンド	日本	投資証券	37,718	130,328.53 4,915,731,856	149,800.00 5,650,156,400	2.28
16	積水ハウス・リート投資	日本	投資証券	60,807	81,664.39 4,965,766,770	90,800.00 5,521,275,600	2.22
17	三井不ロジパーク	日本	投資証券	45,488	110,031.82 5,005,127,662	115,400.00 5,249,315,200	2.11
18	三井不動産アコモデーションファンド投資法人	日本	投資証券	35,566	129,988.06 4,623,155,677	138,300.00 4,918,777,800	1.98
19	API投資法人	日本	投資証券	31,806	138,169.16 4,394,608,335	144,500.00 4,595,967,000	1.85
20	ラサールロジポート投資	日本	投資証券	26,706	142,305.45 3,800,409,371	157,000.00 4,192,842,000	1.69
21	日本ロジスティクスファンド投資法人	日本	投資証券	40,840	98,078.26 4,005,516,421	101,100.00 4,128,924,000	1.66
22	コンフォリア・レジデンシャル	日本	投資証券	31,210	108,383.33 3,382,644,042	111,800.00 3,489,278,000	1.41
23	大和証券リビング投資法人	日本	投資証券	30,162	110,063.19 3,319,726,040	114,800.00 3,462,597,600	1.39
24	森ヒルズリート	日本	投資証券	23,844	141,508.53 3,374,129,393	145,200.00 3,462,148,800	1.39
25	イオンリート投資	日本	投資証券	25,015	134,606.78 3,367,188,740	133,800.00 3,347,007,000	1.35
26	フロンティア不動産投資	日本	投資証券	36,205	90,536.51 3,277,874,447	91,100.00 3,298,275,500	1.33
27	ヒューリックリート投資法	日本	投資証券	18,203	168,698.18 3,070,813,154	172,200.00 3,134,556,600	1.26
28	森トラストリート投資法人	日本	投資証券	39,708	76,435.16 3,035,087,458	77,700.00 3,085,311,600	1.24
29	大和証券オフィス投資法人	日本	投資証券	8,341	376,505.21 3,140,430,001	368,500.00 3,073,658,500	1.24
30	NTT都市開発リート投資法人	日本	投資証券	20,743	137,547.87 2,853,155,484	142,600.00 2,957,951,800	1.19

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

□ . 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
-----------	------

投資証券	95.91%
合計	95.91%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
不動産投信指 数先物取引	日本	TREIT 先物 0803月	買建	5,160	9,931,452,000	10,144,560,000	4.09%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 不動産投信指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンド

(1) 投資状況（2026年1月30日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	1,260,179,658	2.03
内 アメリカ	1,260,179,658	2.03
投資証券	59,275,773,251	95.37
内 ガーンジー	82,641,563	0.13
内 韓国	128,541,435	0.21
内 香港	539,378,177	0.87
内 シンガポール	2,225,256,144	3.58
内 イスラエル	128,565,286	0.21
内 イギリス	2,637,640,340	4.24
内 アイルランド	22,413,153	0.04
内 オランダ	89,989,318	0.14

内 ベルギー	662,408,666	1.07
内 フランス	1,207,285,138	1.94
内 ドイツ	14,447,783	0.02
内 スペイン	281,917,650	0.45
内 イタリア	7,440,569	0.01
内 カナダ	788,225,202	1.27
内 アメリカ	45,583,115,213	73.34
内 オーストラリア	4,805,124,276	7.73
内 ニュージーランド	71,383,338	0.11
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1,617,891,799	2.60
純資産総額	62,153,844,708	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
不動産投信指数先物取引(買建)	1,657,735,054	2.67
内 ドイツ	431,042,688	0.69
内 アメリカ	1,226,692,366	1.97
為替予約取引(買建)	268,930,842	0.43
内 日本	268,930,842	0.43

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産 (2026年1月30日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	WELLTOWER INC	アメリカ	投資証券	169,584	31,766.28 5,387,057,677	28,533.12 4,838,761,538	7.79
2	PROLOGIS REIT INC	アメリカ	投資証券	229,513	19,753.14 4,533,617,400	20,038.80 4,599,165,242	7.40
3	EQUINIX REIT INC	アメリカ	投資証券	24,261	116,041.41 2,815,283,850	126,930.84 3,079,469,182	4.95
4	SIMON PROPERTY GROUP REIT INC	アメリカ	投資証券	80,665	28,638.99 2,310,172,632	29,164.66 2,352,567,944	3.79
5	REALTY INCOME REIT CORP	アメリカ	投資証券	227,298	8,859.42 2,013,751,269	9,339.45 2,122,839,397	3.42

6	DIGITAL REALTY TRUST REIT INC	アメリカ	投資証券	79,783	24,592.51 1,962,068,707	25,728.83 2,052,723,276	3.30
7	GOODMAN GROUP UNITS	オーストラリア	投資証券	526,972	3,205.33 1,689,150,965	3,320.84 1,749,994,755	2.82
8	PUBLIC STORAGE REIT	アメリカ	投資証券	39,019	42,153.70 1,644,798,721	42,632.96 1,663,495,739	2.68
9	VENTAS REIT INC	アメリカ	投資証券	116,066	12,364.09 1,435,058,806	11,811.84 1,370,953,509	2.21
10	VANGUARD REAL ESTATE INDEX FUND;ET	アメリカ	投資信託 受益証券	90,410	13,831.09 1,250,490,581	13,938.49 1,260,179,658	2.03
11	VICI PPTYS INC	アメリカ	投資証券	264,091	4,422.33 1,167,921,489	4,319.38 1,140,710,070	1.84
12	EXTRA SPACE STORAGE REIT INC	アメリカ	投資証券	52,444	20,475.50 1,073,821,570	21,338.76 1,119,090,150	1.80
13	IRON MOUNTAIN INC	アメリカ	投資証券	73,037	13,275.30 969,590,499	14,294.98 1,044,063,170	1.68
14	AVALONBAY COMMUNITIES REIT INC	アメリカ	投資証券	34,944	27,924.78 975,807,163	26,859.76 938,587,733	1.51
15	EQUITY RESIDENTIAL REIT	アメリカ	投資証券	85,550	9,488.04 811,709,366	9,505.40 813,187,620	1.31
16	ESSEX PROPERTY TRUST REIT INC	アメリカ	投資証券	15,914	40,439.31 643,553,243	38,396.56 611,042,869	0.98
17	MID AMERICA APARTMENT COMMUNITIES	アメリカ	投資証券	28,930	20,867.94 603,713,122	20,541.26 594,258,906	0.96
18	SCENTRE GROUP UNIT	オーストラリア	投資証券	1,339,858	440.90 590,773,966	439.39 588,729,854	0.95
19	W. P. CAREY REIT INC	アメリカ	投資証券	54,148	10,350.84 560,481,391	10,628.66 575,520,801	0.93
20	INVITATION HOMES INC	アメリカ	投資証券	139,353	4,323.07 602,450,254	4,048.94 564,232,075	0.91
21	SUN COMMUNITIES REIT INC	アメリカ	投資証券	28,724	19,782.95 568,249,462	19,451.81 558,734,060	0.90
22	SEGRO REIT PLC	イギリス	投資証券	337,507	1,516.48 511,836,601	1,619.81 546,697,551	0.88
23	KIMCO REALTY REIT CORP	アメリカ	投資証券	167,327	3,172.92 530,929,683	3,182.29 532,484,478	0.86
24	GAMING AND LEISURE PROPERTIES REIT	アメリカ	投資証券	69,928	6,698.80 468,437,820	6,970.01 487,399,391	0.78
25	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS REIT IN	アメリカ	投資証券	73,022	7,040.85 514,138,207	6,670.38 487,084,532	0.78

26	LINK REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	香港	投資証券	680,574	724.49 493,087,432	714.77 486,459,050	0.78
27	UNIBAIL RODAMCO WE STAPLED UNITS	フランス	投資証券	27,824	16,808.61 467,684,683	16,924.12 470,896,937	0.76
28	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES REIT I	アメリカ	投資証券	47,893	9,655.68 462,446,840	9,645.23 461,939,393	0.74
29	HOST HOTELS & RESORTS REIT INC	アメリカ	投資証券	158,026	2,715.32 429,103,046	2,867.29 453,107,254	0.73
30	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	アメリカ	投資証券	171,714	2,795.38 480,011,353	2,633.73 452,248,725	0.73

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

□．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	2.03%
投資証券	95.37%
合計	97.40%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
不動産投信指 数先物取引	アメリカ	DOW JONES US REAL ESTATE MAR 26	買建	218	1,202,871,347	1,226,692,366	1.97%
	ドイツ	STOXX EUROPE 600 RE MAR 26	買建	360	405,125,999	431,042,688	0.69%
為替予約取引	日本	ユーロ買/円売 2026年2 月	買建	1,160,000	213,217,048	212,636,700	0.34%
		米ドル買/円売 2026年2 月	買建	366,500	56,774,381	56,294,142	0.09%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

先進国リート・インデックス(為替ヘッジあり)マザーファンド

(1) 投資状況(2026年1月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	536,632,196	1.62
内 アメリカ	536,632,196	1.62
投資証券	30,927,407,675	93.36
内 ガーンジー	44,384,027	0.13
内 韓国	65,396,597	0.20
内 香港	279,126,203	0.84
内 シンガポール	1,156,300,498	3.49
内 イスラエル	64,103,058	0.19
内 イギリス	1,376,995,393	4.16
内 アイルランド	12,293,672	0.04
内 オランダ	47,314,924	0.14
内 ベルギー	360,955,511	1.09
内 フランス	654,569,775	1.98
内 ドイツ	7,297,653	0.02
内 スペイン	153,316,973	0.46
内 イタリア	4,350,880	0.01
内 カナダ	408,451,898	1.23
内 アメリカ	23,730,709,514	71.64
内 オーストラリア	2,523,013,344	7.62
内 ニューージーランド	38,827,755	0.12
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1,663,168,621	5.02
純資産総額	33,127,208,492	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
不動産投信指数先物取引(買建)	1,318,774,016	3.98
内 ドイツ	165,233,030	0.50
内 アメリカ	1,153,540,986	3.48
為替予約取引(売建)	31,612,343,451	95.43
内 日本	31,612,343,451	95.43

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（2026年1月30日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	WELLTOWER INC	アメリカ	投資証券	88,346	25,195.01 2,225,891,390	28,533.12 2,520,787,497	7.61
2	PROLOGIS REIT INC	アメリカ	投資証券	119,567	16,450.53 1,966,942,496	20,038.80 2,395,979,271	7.23
3	EQUINIX REIT INC	アメリカ	投資証券	12,639	119,193.60 1,506,489,573	126,930.84 1,604,278,925	4.84
4	SIMON PROPERTY GROUP REIT INC	アメリカ	投資証券	42,023	26,660.31 1,120,350,941	29,164.66 1,225,586,843	3.70
5	REALTY INCOME REIT CORP	アメリカ	投資証券	118,413	8,887.69 1,052,428,577	9,339.45 1,105,912,861	3.34
6	DIGITAL REALTY TRUST REIT INC	アメリカ	投資証券	41,564	25,510.78 1,060,333,335	25,728.83 1,069,393,107	3.23
7	GOODMAN GROUP UNITS	オーストラリア	投資証券	277,056	3,822.32 1,059,021,427	3,320.84 920,061,307	2.78
8	PUBLIC STORAGE REIT	アメリカ	投資証券	20,328	43,047.84 875,078,703	42,632.96 866,642,953	2.62
9	VENTAS REIT INC	アメリカ	投資証券	60,466	10,489.75 634,278,707	11,811.84 714,214,971	2.16
10	VICI PPTYS INC	アメリカ	投資証券	137,581	4,981.04 685,297,418	4,319.38 594,264,977	1.79
11	EXTRA SPACE STORAGE REIT INC	アメリカ	投資証券	27,321	20,965.83 572,809,501	21,338.76 582,996,377	1.76
12	IRON MOUNTAIN INC	アメリカ	投資証券	38,049	14,053.12 534,708,261	14,294.98 543,910,067	1.64
13	VANGUARD REAL ESTATE INDEX FUND;ET	アメリカ	投資信託 受益証券	38,500	13,765.32 529,970,482	13,938.49 536,632,196	1.62
14	AVALONBAY COMMUNITIES REIT INC	アメリカ	投資証券	18,205	29,038.51 528,648,817	26,859.76 488,982,076	1.48
15	EQUITY RESIDENTIAL REIT	アメリカ	投資証券	44,568	9,747.42 434,425,106	9,505.40 423,637,006	1.28

16	ESSEX PROPERTY TRUST REIT INC	アメリカ	投資証券	8,290	39,427.77 326,857,410	38,396.56 318,307,489	0.96
17	SCENTRE GROUP UNIT	オーストラリア	投資証券	706,791	413.27 292,119,900	439.39 310,561,986	0.94
18	MID AMERICA APARTMENT COMMUNITIES	アメリカ	投資証券	15,071	21,467.68 323,540,134	20,541.26 309,577,462	0.93
19	W. P. CAREY REIT INC	アメリカ	投資証券	28,209	10,032.30 283,005,041	10,628.66 299,823,932	0.91
20	INVITATION HOMES INC	アメリカ	投資証券	72,597	4,627.47 335,945,447	4,048.94 293,940,970	0.89
21	SUN COMMUNITIES REIT INC	アメリカ	投資証券	14,964	19,532.79 292,289,910	19,451.81 291,077,026	0.88
22	SEGRO REIT PLC	イギリス	投資証券	177,959	1,357.46 241,579,788	1,619.81 288,259,946	0.87
23	KIMCO REALTY REIT CORP	アメリカ	投資証券	87,171	3,248.67 283,196,050	3,182.29 277,404,151	0.84
24	UNIBAIL RODAMCO WE STAPLED UNITS	フランス	投資証券	15,085	16,284.01 245,644,915	16,924.12 255,300,471	0.77
25	GAMING AND LEISURE PROPERTIES REIT	アメリカ	投資証券	36,430	7,049.61 256,820,297	6,970.01 253,917,741	0.77
26	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS REIT IN	アメリカ	投資証券	38,041	6,302.67 239,762,809	6,670.38 253,747,948	0.77
27	LINK REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	香港	投資証券	350,600	836.28 293,205,328	714.77 250,601,027	0.76
28	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES REIT I	アメリカ	投資証券	24,950	9,275.07 231,413,924	9,645.23 240,648,693	0.73
29	HOST HOTELS & RESORTS REIT INC	アメリカ	投資証券	82,325	2,467.93 203,177,906	2,867.29 236,050,110	0.71
30	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	アメリカ	投資証券	89,456	2,624.97 234,821,877	2,633.73 235,603,166	0.71

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

□ . 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	1.62%
投資証券	93.36%
合計	94.98%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
不動産投信指 数先物取引	アメリカ	DOW JONES US REAL ESTATE MAR 26	買建	205	1,134,274,404	1,153,540,986	3.48%
	ドイツ	STOXX EUROPE 600 RE MAR 26	買建	138	154,918,744	165,233,030	0.50%
為替予約取引	日本	ユーロ売/円買 2026年2 月	売建	7,255,200	1,333,562,350	1,329,932,574	4.01%
		カナダ・ドル売/円買 2026年2月	売建	3,600,900	411,429,831	409,215,278	1.24%
		イスラエル・シュケル 売/円買 2026年2月	売建	1,340,700	66,128,686	66,657,995	0.20%
		米ドル売/円買 2026年2 月	売建	158,212,900	24,814,749,718	24,296,359,520	73.34%
		ニュージーランド・ドル 売/円買 2026年2月	売建	486,300	43,952,231	45,217,924	0.14%
		シンガポール・ドル売/ 円買 2026年2月	売建	9,063,600	1,106,070,987	1,099,210,749	3.32%
		豪ドル売/円買 2026年2 月	売建	24,410,700	2,557,120,161	2,633,853,502	7.95%
		香港ドル売/円買 2026年 2月	売建	15,175,000	305,797,495	298,530,187	0.90%
		英ポンド売/円買 2026年 2月	売建	6,773,700	1,428,091,719	1,433,365,722	4.33%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考情報) 運用実績

基準価額・純資産の推移

当ファンドは、2026年4月30日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

分配の推移

当ファンドは、2026年4月30日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

主要な資産の状況

当ファンドは、2026年4月30日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

当ファンドは、2026年4月30日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、次のイ．またはロ．に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行いません。

イ．ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額（当初自己設定については1万口当たり1万円）です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行いません。

2【換金（解約）手続等】

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約請求をすることができます。

ただし、販売会社は、次のイ・またはロ・に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。

イ・ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同じ日付の日

ロ・前イ・のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた一部解約請求を取消することができるものとします。一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価（注）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年12月1日から翌年11月30日までとします。ただし、第1計算期間は、2026年4月30日から2026年11月30日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託財産の純資産総額が30億円を下ることとなった場合、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

3. 前2. の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 前2. から前4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2. から前4. までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、 の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本 の1. から7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前1. の事項(前1. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1. の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
3. 前2. の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を計算期間の末日および償還時に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
 - ・委託会社のホームページ
 - アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>
3. 前2. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
<https://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

< 収益分配金および償還金にかかる請求権 >

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に依りて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

< 換金請求権 >

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金(解約) 手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

1 【財務諸表】

当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成され、監査法人による監査を受けたうえで、有価証券報告書に記載されます。

当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成され、監査法人による監査を受けたうえで、半期報告書に記載されます。

(1) 【貸借対照表】

該当事項はありません。

(2) 【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

(3) 【注記表】

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

該当事項はありません。

(参考) トピックス・インデックス・マザーファンド

純資産額計算書

2026年1月30日

資産総額	630,585,349,091円
負債総額	14,831,185,212円
純資産総額（ - ）	615,754,163,879円
発行済数量	229,020,863,002口
1 単位当たり純資産額（ / ）	2.6886円

(参考) 外国株式インデックスマザーファンド

純資産額計算書

2026年1月30日

資産総額	927,333,564,642円
負債総額	503,158,347円
純資産総額（ - ）	926,830,406,295円
発行済数量	107,646,815,776口
1 単位当たり純資産額（ / ）	8.6099円

(参考) 外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンド

純資産額計算書

2026年1月30日

資産総額	179,012,945,264円
負債総額	209,378,345円
純資産総額（ - ）	178,803,566,919円
発行済数量	46,746,191,333口
1 単位当たり純資産額（ / ）	3.8250円

(参考) 新興国株式インデックス・マザーファンド

純資産額計算書

2026年1月30日

資産総額	2,632,364,020円
負債総額	54,544,302円
純資産総額(-)	2,577,819,718円
発行済数量	1,537,110,185口
1単位当たり純資産額(/)	1.6771円

(参考) ダイワ日本債券インデックスマザーファンド(BPI)

純資産額計算書

2026年1月30日

資産総額	119,382,534,391円
負債総額	229,858,569円
純資産総額(-)	119,152,675,822円
発行済数量	107,706,795,486口
1単位当たり純資産額(/)	1.1063円

(参考) 外国債券インデックスマザーファンド

純資産額計算書

2026年1月30日

資産総額	393,561,758,350円
負債総額	82,341,637円
純資産総額(-)	393,479,416,713円
発行済数量	97,360,506,765口
1単位当たり純資産額(/)	4.0415円

(参考) 外国債券インデックス(為替ヘッジあり) マザーファンド

純資産額計算書

2026年1月30日

資産総額	138,672,675,062円
負債総額	1,006,048,610円
純資産総額(-)	137,666,626,452円
発行済数量	164,563,729,817口
1単位当たり純資産額(/)	0.8366円

(参考) ダイワJ-REITマザーファンド

純資産額計算書

2026年1月30日

資産総額	249,367,301,295円
負債総額	1,151,689,600円
純資産総額(-)	248,215,611,695円
発行済数量	63,066,877,305口
1単位当たり純資産額(/)	3.9358円

(参考) ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンド

純資産額計算書

2026年1月30日

資産総額	63,681,160,722円
負債総額	1,527,316,014円
純資産総額(-)	62,153,844,708円
発行済数量	14,285,187,452口
1単位当たり純資産額(/)	4.3509円

(参考) 先進国リート・インデックス(為替ヘッジあり) マザーファンド

純資産額計算書

2026年1月30日

資産総額	33,211,010,838円
負債総額	83,802,346円
純資産総額(-)	33,127,208,492円
発行済数量	36,997,234,553口
1単位当たり純資産額(/)	0.8954円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典
ありません。

(3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2026年1月末日現在

資本金の額 414億2,454万1,896円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 326万657株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：2024年10月1日262億5,026万9,396円増加しました。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を審議・決定します。

ロ. 商品本部長

商品本部長は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

ハ. 運用会議

運用チームまたは運用チームの戦略における基本的な運用方針を審議・決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認します。

ホ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2026年1月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	81	396,820
追加型株式投資信託	772	38,656,345
株式投資信託 合計	853	39,053,165
単位型公社債投資信託	69	143,241
追加型公社債投資信託	14	1,529,269
公社債投資信託 合計	83	1,672,510
総合計	936	40,725,675

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第66期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第67期事業年度に係る中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

3．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1)【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	4,813	13,153
有価証券	503	1,194
前払費用	481	513
未収委託者報酬	16,513	19,097
未収収益	78	110
関係会社短期貸付金	23,400	70,000
その他	88	94
流動資産計	45,878	104,164
固定資産		
有形固定資産	1	61
建物	2	0
器具備品	174	59
建設仮勘定	0	0
無形固定資産	1,342	1,160

ソフトウェア	1,063	1,062
ソフトウェア仮勘定	279	97
その他	-	0
投資その他の資産	13,660	14,856
投資有価証券	8,448	9,348
関係会社株式	3,475	3,414
出資金	177	34
長期差入保証金	1,021	1,049
繰延税金資産	524	995
その他	12	13
固定資産計	15,180	16,077
資産合計	61,058	120,241

(単位:百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	158	134
未払金	6,187	6,757
未払収益分配金	39	62
未払償還金	12	12
未払手数料	5,849	6,660
その他未払金	2 285	22
未払費用	5,035	5,997
未払法人税等	3,842	4,121
未払消費税等	872	763
賞与引当金	1,048	1,456
その他	1	0
流動負債計	17,146	19,233
固定負債		
退職給付引当金	2,227	2,300
役員退職慰労引当金	62	58
固定負債計	2,289	2,358
負債合計	19,435	21,592
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	41,424

資本剰余金		
資本準備金	11,495	37,745
資本剰余金合計	11,495	37,745
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	13,048	17,743
利益剰余金合計	13,422	18,117
株主資本合計	40,092	97,287
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,530	1,361
評価・換算差額等合計	1,530	1,361
純資産合計	41,623	98,649
負債・純資産合計	61,058	120,241

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	76,221	91,634
その他営業収益	717	1,233
営業収益計	76,939	92,868
営業費用		
支払手数料	31,497	37,180
広告宣伝費	947	1,124
調査費	10,709	13,135
調査費	1,700	1,954
委託調査費	9,009	11,180
委託計算費	1,783	1,957
営業雑経費	2,285	3,114
通信費	163	167
印刷費	514	483
協会費	51	57
諸会費	18	18
その他営業雑経費	1,538	2,388
営業費用計	47,224	56,512
一般管理費		
給料	6,601	7,599
役員報酬	483	453

給料・手当	4,543	5,116
賞与	527	572
賞与引当金繰入額	1,048	1,456
福利厚生費	969	1,070
交際費	96	108
旅費交通費	192	247
租税公課	508	1,004
不動産賃借料	1,269	1,298
退職給付費用	334	349
役員退職慰労引当金繰入額	6	6
固定資産減価償却費	478	444
諸経費	1,888	2,164
一般管理費計	12,346	14,293
営業利益	17,368	22,061

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	32	959
投資有価証券売却益	220	387
有価証券償還益	40	183
受取利息	4	95
その他	89	76
営業外収益計	388	1,703
営業外費用		
投資有価証券売却損	1	176
有価証券償還損	196	4
その他	18	54
営業外費用計	215	235
経常利益	17,540	23,528
特別利益		
投資有価証券売却益	-	1 380
固定資産売却益	-	2 110
特別利益計	-	491
特別損失		
固定資産売却損	-	3 101
システム刷新関連費用	153	-
投資有価証券評価損	132	-
特別損失計	286	101
税引前当期純利益	17,253	23,918

法人税、住民税及び事業税	5,533	7,763
法人税等調整額	139	397
法人税等合計	5,394	7,366
当期純利益	11,859	16,552

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	11,505	11,879	38,549
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 10,316	△ 10,316	△ 10,316
当期純利益	-	-	-	11,859	11,859	11,859
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	1,543	1,543	1,543
当期末残高	15,174	11,495	374	13,048	13,422	40,092

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	534	534	39,084
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 10,316
当期純利益	-	-	11,859
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	995	995	995
当期変動額合計	995	995	2,538
当期末残高	1,530	1,530	41,623

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	13,048	13,422	40,092
当期変動額						
新株の発行	26,250	26,250	-	-	-	52,500
剰余金の配当	-	-	-	△ 11,858	△ 11,858	△ 11,858
当期純利益	-	-	-	16,552	16,552	16,552
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	26,250	26,250	-	4,694	4,694	57,195
当期末残高	41,424	37,745	374	17,743	18,117	97,287

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,530	1,530	41,623
当期変動額			
新株の発行	-	-	52,500
剰余金の配当	-	-	△ 11,858
当期純利益	-	-	16,552
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 168	△ 168	△ 168
当期変動額合計	△ 168	△ 168	57,026
当期末残高	1,361	1,361	98,649

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員及び参与についても当事業年度末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

5. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

当社は株式会社大和証券グループ本社を通算親法人とするグループ通算制度を適用しておりましたが、2024年10月1日の第三者割当増資により、株式会社大和証券グループ本社の100%子会社ではなくなったため、株式会社大和証券グループ本社を通算親法人とするグループ通算制度から離脱していません。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1)概要

IFRS第16号の主要な定めを採り入れた新リース会計基準であります。借手の会計処理として、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取利息」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」の「その他」に表示していた93百万円は、「受取利息」4百万円、「その他」89百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	39百万円	40百万円
器具備品	308百万円	269百万円

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
未払金	236百万円	- 百万円

3 保証債務

前事業年度(2024年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務2,354百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(2025年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore) Ltd.の債務2,341百万円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

1 投資有価証券売却益の項目

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
投資有価証券売却益		
非上場株式	- 百万円	380百万円

2 固定資産売却益の項目

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
固定資産売却益		
美術品	- 百万円	83百万円
ゴルフ会員権	- 百万円	26百万円

3 固定資産売却損の項目

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
固定資産売却損		
美術品	- 百万円	85百万円
ゴルフ会員権	- 百万円	15百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日

2023年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,316	3,955	2023年 3月31日	2023年 6月27日
----------------------	------	--------	-------	----------------	----------------

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	11,858百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,546円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月20日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	652	-	3,260
合計	2,608	652	-	3,260

2024年10月1日付で株式会社かんぼ生命保険より第三者割当増資に係る払込を受け、株式を発行しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月19日 定時株主総会	普通株式	11,858	4,546	2024年 3月31日	2024年 6月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	16,551百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,076円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月20日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されており、株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されており、関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したことにより発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

() 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

() 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度(2024年3月31日)

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	144	8,141	-	8,285
資産合計	144	8,141	-	8,285

当事業年度(2025年3月31日)

(1)時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	2,230	7,968	-	10,199
資産合計	2,230	7,968	-	10,199

(2)時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

市場で取得した株式及び上場投資信託は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。当社が保有している証券投資信託のうちレベル1の時価を採用しているもの以外は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式	666	342
子会社株式	1,448	1,386
関連会社株式	2,027	2,027

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2024年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,448百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2025年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,386百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1)株式	144	55	89
(2)その他	6,597	4,268	2,329
小計	6,742	4,323	2,419
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	1,543	1,756	213
小計	1,543	1,756	213
合計	8,285	6,079	2,205

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2025年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1)株式	120	55	65
(2)その他	7,230	5,161	2,068
小計	7,350	5,216	2,134
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,848	3,020	172
小計	2,848	3,020	172
合計	10,199	8,236	1,962

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 342百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1)株式	-	-	-
(2)その他			
証券投資信託	1,455	220	1
合計	1,455	220	1

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1)株式	704	380	-
(2)その他			
証券投資信託	3,039	387	176
合計	3,744	767	176

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、証券投資信託について132百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度であります)及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,276百万円	2,227百万円
勤務費用	138	149
退職給付の支払額	266	166
その他	78	89
退職給付債務の期末残高	2,227	2,300

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,227百万円	2,300百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,227	2,300
退職給付引当金	2,227	2,300
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,227	2,300

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	138百万円	149百万円
その他	9	8
確定給付制度に係る退職給付費用	147	158

(注)その他には、臨時に支払った割増退職金等を含んでおります。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度187百万円、当事業年度191百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	681	724
賞与引当金	262	340
未払事業税	197	260
投資有価証券評価損	204	171
株式報酬費用	115	150
関係会社株式評価損	155	87
出資金評価損	94	14
システム関連費用	25	-
その他	173	157
繰延税金資産小計	1,910	1,907
評価性引当額	486	277
繰延税金資産合計	1,424	1,629
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	740	633
連結法人間取引(譲渡益)	159	-
繰延税金負債合計	899	633
繰延税金資産の純額	524	995

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2024年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度(2025年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税の創設に伴う法人税率等の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来30.62%から2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。

この税率変更により、繰延税金資産が22百万円増加、法人税等調整額が22百万円減少しております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が91,634百万円、その他1,233百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 100.0	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取 (注)	11,100 0	関係会社 短期貸付金	23,400 -

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 80.0	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取 (注1)	63,600 89	関係会社 短期貸付金	70,000 -
その他の関係会社	㈱かんぼ生命保険	東京都千代田区	500,000	生命保険業	被所有 20.0	あり	投資顧問契約の締結	投資顧問報酬 (注2)	215	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 投資顧問報酬については市場実勢を勘案して合理的に決定してしております。

(イ)財務諸表提出会社の子会社

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関係内容		取引の内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残 高 (百万 円)
						役員 の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商 品取引 業	所有 直接100.0	なし	経営管 理	債務保証 (注)	2,354	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関係内容		取引の内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残 高 (百万 円)
						役員 の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商 品取引 業	所有 直接100.0	なし	経営管 理	債務保証 (注)	2,341	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(ウ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等 の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上 の関係				
同一の 親会社 をもつ 会社	大和証 券(株)	東京都 千代田 区	100,000	金融商品 取引業	-	なし	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	証券投資信 託の代行手 数料 (注2)	13,749	未払手 数料	3,491
							本社ビル の管理	不動産の賃 借料(注3)	1,030	長期差 入保証 金	1,010

同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	なし	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守 (注4)	902	未払費用	87
-------------	---------	--------	-------	---------	---	----	--------------	----------------------	-----	------	----

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上の関係				
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料 (注2)	15,779	未払手数料	3,657
							本社ビルの管理	不動産の賃借料(注3)	1,038	長期差入保証金	1,037
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	なし	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守 (注4)	857	未払費用	77

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1 株当たり情報)

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
1株当たり純資産額	15,956.63円	1株当たり純資産額	30,254.44円
1株当たり当期純利益	4,546.57円	1株当たり当期純利益	5,642.31円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益(百万円)	11,859	16,552
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,933,697

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

		当中間会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		4,296
有価証券		551
未収委託者報酬		20,930
関係会社短期貸付金		44,100
金銭の信託		19,355
その他		2,027
流動資産計		91,260

固定資産		
有形固定資産	1	54
無形固定資産		
ソフトウェア		955
その他		165
無形固定資産計		1,121
投資その他の資産		
投資有価証券		10,809
関係会社株式		5,556
繰延税金資産		765
その他		1,096
投資その他の資産合計		18,226
固定資産計		19,403
資産合計		110,663

(単位:百万円)

当中間会計期間
(2025年9月30日)

負債の部

流動負債

未払金		7,198
未払費用		4,757
未払法人税等		3,921
賞与引当金		969
その他	2	1,065

流動負債計		17,912
-------	--	--------

固定負債

退職給付引当金		2,338
役員退職慰労引当金		27

固定負債計		2,365
-------	--	-------

負債合計

20,278

純資産の部

株主資本

資本金		41,424
-----	--	--------

資本剰余金

資本準備金		37,745
-------	--	--------

資本剰余金合計		37,745
---------	--	--------

利益剰余金	
利益準備金	374
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	9,323
利益剰余金合計	9,697
株主資本合計	88,868
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,517
評価・換算差額等合計	1,517
純資産合計	90,385
負債・純資産合計	110,663

(2) 中間損益計算書

(単位:百万円)

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		48,780
その他営業収益		1,431
営業収益計		50,212
営業費用		
支払手数料		19,431
その他営業費用		11,139
営業費用計		30,571
一般管理費	1	7,725
営業利益		11,915
営業外収益	2	598
営業外費用	3	707
経常利益		11,806
特別利益		-
特別損失		-
税引前中間純利益		11,806
法人税、住民税及び事業税		3,540
法人税等調整額		134
中間純利益		8,131

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	41,424	37,745	374	17,743	18,117	97,287
当中間期変動額						
新株の発行	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	△16,551	△16,551	△16,551
中間純利益	-	-	-	8,131	8,131	8,131
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	△8,419	△8,419	△8,419
当中間期末残高	41,424	37,745	374	9,323	9,697	88,868

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,361	1,361	98,649
当中間期変動額			
新株の発行	-	-	-
剰余金の配当	-	-	△ 16,551
中間純利益	-	-	8,131
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	155	155	155
当中間期変動額合計	155	155	△ 8,263
当中間期末残高	1,517	1,517	90,385

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（2）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2．金銭の信託

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員及び参与についても当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

	当中間会計期間 (2025年9月30日現在)
有形固定資産	317百万円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

3 保証債務

当中間会計期間（2025年9月30日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務2,421百万円に対して保証を行っております。

（中間損益計算書関係）

1 減価償却実施額

	当中間会計期間 （自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）
有形固定資産	7百万円
無形固定資産	237百万円

2 営業外収益の主要項目

	当中間会計期間 （自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）
投資有価証券売却益	255百万円
有価証券償還益	138百万円
受取利息	125百万円

3 営業外費用の主要項目

	当中間会計期間 （自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）
金銭の信託運用損	644百万円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	3,260	-	-	3,260
合計	3,260	-	-	3,260

2 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月19日 定時株主総会	普通株式	16,551	5,076	2025年 3月31日	2025年 6月20日

（金融商品関係）

当中間会計期間（2025年9月30日）

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券及び投資有価証券	2,489	8,527	-	11,017
金銭の信託	-	19,355	-	19,355
資産合計	2,489	27,883	-	30,372

（2）時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

市場で取得した株式及び上場投資信託は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。当社が保有している証券投資信託のうちレベル1の時価を採用しているもの以外は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、市場における無調整の相場価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としていることから、その時価をレベル2に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸等の取引先金融機関が提供する価格に基づき算定する資産の価格は、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

（注2）市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

（単位：百万円）

区分	当中間会計期間
非上場株式	342
子会社株式	3,528
関連会社株式	2,027

（有価証券関係）

当中間会計期間（2025年9月30日）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 3,528百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 株式	126	55	71
(2) その他	7,470	4,868	2,601
小計	7,596	4,923	2,673
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
その他	3,420	3,879	458
小計	3,420	3,879	458
合計	11,017	8,802	2,214

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 342百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（金銭の信託関係）

当中間会計期間（2025年9月30日）

運用目的の金銭の信託

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	当中間会計期間の損益 に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	19,355	644

（企業結合等関係）

（取得による企業結合）

当社は、2025年6月19日開催の当社取締役会において、投資商品の開発・運用・助言サービスを提供する三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社を子会社化するための資金拠出を行うことを決議し、2025年7月1日付で同社の株式を取得いたしました。

1. 企業結合の概要

（1）被取得企業の名称及び事業内容

名称：三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社

事業内容：投資商品開発・運用・助言事業

（2）企業結合を行った主な理由

オルタナティブ投資に関わる知見やゲートキーパー機能を獲得することで、同領域におけるビジネス展開の足掛かりとするとともに、本件を契機により付加価値の高い事業領域への本格参入に向けて探索を進めるためです。

（3）企業結合日

2025年7月1日（株式取得日）

2025年6月30日（みなし取得日）

（4）企業結合の法的形式

現金による株式の取得

（5）結合後企業の名称

大和かんぼオルタナティブインベストメンツ株式会社

（6）取得した議決権比率

51%

（7）取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

現金 2,142百万円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 30百万円

（収益認識関係）

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が48,780百万円、その他1,431百万円であります。

（2）収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）の4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1株当たり純資産額	27,720.07円
1株当たり中間純利益	2,493.87円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
中間純利益(百万円)	8,131
普通株式に係る中間純利益(百万円)	8,131
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	3,260,657

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2025年3月31日、株式会社大和証券グループ本社、株式会社かんぼ生命保険、三井物産株式会社、三井物産かんぼアセットマネジメント株式会社及び三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社と、オルタナティブ資産運用分野における資本業務提携を締結いたしました。

2025年7月1日、株式譲渡取引により大和かんぼオルタナティブインベストメンツ株式会社（旧商号：三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社）を子会社化いたしました。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	名 称	資本金の額 (2025年03月末日現在)	事業の内容	備考
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	(注6)	
再信託受託会社	株式会社日本カストディ銀行	51,000百万円	(注6)	
販売会社	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	(注6)	

(注1) 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(注2) 主として中小企業向け融資業を営んでいます。

(注3) 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(注4) 全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

(注5) 協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。

(注6) 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(注7) 信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。

(注8) 保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

(注9) 保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

(注10) 全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。

(注11) 労働金庫連合会は、労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央金融機関です。

(注12) 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。

(注13) 資産運用業務を行なっています。

(注14) 資産運用業務、投資助言業務および情報提供業務を行なっています。

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

再信託受託会社は、受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部（信託財産の管理等）を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

- ・ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- ・ 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- ・ 委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。
- ・ 詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
 - 委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
 - 請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
- ・ 使用開始日を記載することがあります。
- ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
 - 届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - 届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
- ・ 次の事項を記載することがあります。
 - 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- ・ 委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。
- ・ ファンドの形態等を記載することがあります。
- ・ 図案を採用することがあります。
- ・ ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- ・ 委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載することがあります。
- ・ UD FONT マークおよび説明文を記載することがあります。

(2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

(5) 交付目論見書に、以下の内容を記載することがあります。

まだ見ぬ未来を、もっと彩ろう。

自分らしく

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡部 啓太
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松田 好弘

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月25日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡部 啓太
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松田 好弘

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第67期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。